

令和6年第3回笠松町議会定例会会議録（第2号）

令和6年9月13日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	10番	伏 屋 隆 男
副 議 長	4 番	高 橋 伸 治
議 員	1 番	伊 神 和 弘
〃	2 番	番 有 里
〃	3 番	竹 中 光 重
〃	5 番	關 谷 樹 弘
〃	6 番	間 宮 寿 和
〃	7 番	尾 関 俊 治
〃	8 番	川 島 功 士
〃	9 番	田 島 清 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	古 田 聖 人
副 町 長	村 井 隆 文
教 育 長	野 原 弘 康
総 務 部 長	足 立 篤 隆
企画環境経済部長	堀 仁 志
住民福祉部長	平 岩 敬 康

建設部長兼水道部長	田 島 茂 樹
教育文化部長	天 野 富 三
会計管理者 兼会計課長	田 島 直 樹
総務課長	伊 藤 博 臣
企画課長	山 内 明
環境経済課長	西 川 雪 秀
健康介護課長	花 村 定 行
建設課長	後 藤 英 司
水道課長	大 野 誠

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	佐々木 正道
書 記	坂 口 朱 里

1. 議事日程（第2号）

令和6年9月13日（金曜日） 午前10時開議

日程第1 一般質問

○議長（伏屋隆男君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 一般質問

○議長（伏屋隆男君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順により、順次質問を許します。

5番 關谷樹弘議員。

○5番（關谷樹弘君） おはようございます。

今年4月に2期目の議員としての任期が始まり最初の質問となります。どうぞよろしくお願
いします。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

今回は、1つ目、笠松町の老朽化する公共施設の利用停止のタイミングについて、2つ目、
笠松町内の道路事情について、3つ目、笠松町における子育ての環境について、4つ目、役場
職員の働きやすい職場環境について、以上につきまして質問させていただきますので、よろし
くお願いします。

1つ目の質問は、笠松町の老朽化する公共施設の利用停止のタイミングについてお伺いしま
す。

これは令和4年第1回定例会でも質問させていただきましたが、笠松町では、これまで人口
の増加や町民の皆様の多様化する御要望に対し、公共施設を整備され、また必要に応じて修繕
や改修等も実施していただき、町民の皆様が安心・安全に御利用していただくことができお
ります。

御承知のように、笠松町に34ある公共施設のうち、約8割の施設で築30年を経過しており、
中でも令和6年現在、築40年以上の主な公共施設は、米野会館64年、笠松町役場本庁56年、火
葬場54年、門間倉庫53年、町民体育館52年、中央交流センター50年など、施設の数では約20に
上ります。

平成29年3月版の笠松町公共施設等総合管理計画による試算では、今後40年間の更新費用は
総額643.7億円、1年当たり16.1億円の費用が必要とあります。笠松町が公共施設等に充てら
れる費用は、当時の直近5年間の平均年額8.8億円で、1年当たり16.1億円に対し、毎年7.3億
円が不足となります。人口減少や税収減少が見込まれる中、公共施設の在り方について改めて
考えるときが来ているのではないかと思います。

今年6月の定例会にて、南体育館が12月末をもって利用停止、公共施設としての登録が抹消

されることになったのは記憶に新しいところです。どの施設も必ず寿命がやってきます。施設が傷んでいく姿を見て、いつかは利用できなくなることは町民の皆さんもお分かりになっているのではないかと思います。

そこで、町長にお尋ねします。

さきに上げました施設の中でも、役場のように毎日町民の皆さんが御利用されている施設は休止することはできませんが、特に昭和56年以前の建築基準や耐震基準では、町民の皆さんが御利用されているときに、万一地震が起きたときの安全が保障されません。災害が起きてからの対処ではなく起きる前、今こそ利用停止のタイミングを検討すべきときが来ているのではないかと思います。その周知されるタイミングとして、どのぐらい前に判断が可能で、町民の皆さんに御案内できるか、町長のお考えをお聞かせください。

続きまして、2つ目の質問は笠松町内の道路事情についてお尋ねします。

笠松町は松枝地区、笠松地区、下羽栗地区が木曾川に沿って細長い地形をしており、幹線道路が網目のように張り巡らされております。そのため、特に朝夕の通勤、帰宅時間帯では、各所で渋滞が発生しており、特に美笠通から名鉄笠松駅を通るルートでは信号が多く踏切もあることから、長池の用水路沿いから堤防下の田代東の道路、本町通り、八幡神社東を通り、名鉄本線のガード下へ多くの車が抜け道として利用されています。

このことで起点となる長池東付近では、登校する児童の横を車が次々と通り、見守り隊の皆さんが非常に心配されています。そして、その車により、本町通り北の交差点手前で渋滞が発生し、八幡神社に続く道では、反対から来る車で立ち往生が発生し、言い争いが頻発しているとのこと。また、八幡神社東の通りでは、朝、幼稚園バスが乗車のため停車するとクラクションを鳴らされ、非常に不快に感じておられるとお聞きしております。

そこで町長にお尋ねします。

この長池東から田代東、本町通り、八幡神社東、ガード下までの道路について、交通規制など、少しでも安全に通行できる方法を検討していただきたいと思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

続きまして、3つ目の質問は笠松町における子育ての環境についてお尋ねします。

笠松町にお住まいの未就学のお子さんを預ける施設として、幼稚園や保育園があります。そのうちで、保護者の方が働かれている場合は保育園に預けられると思いますが、この保育園に預けられているお子さんで、例えば2歳のお子さんの下に次の子を出産された場合、育休でお母さんが自宅にいる場合は、上の子に育休退園を促し、働き出したら戻ると以前お聞きしました。育休退園につきましては、笠松町にお住まいの方から、子供の成長には退園や戻るときの泣く姿はあまりにもかわいそうとの御意見をいただいております。

この育休退園について周辺の自治体に伺ってみますと、育児の助けになるため、出産後も継

続して受け入れている。お母さんが出産され、2か月間は上の子を預かり、2か月たった時点でお母さんが在宅の場合は育休退園に、職場復帰される場合は保育を継続されるという自治体もありました。

そこで、町長にお尋ねします。

笠松町で、それぞれの園の受入れ体制を定期的に御確認いただき、受入れ体制の拡充や保育士が足りなければ募集を強化されるなどされ、安心して子供が産み育てられる環境を整えていただければと思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

最後の質問は、役場職員の働きやすい職場環境についてお尋ねします。

地方行政サービス改革については、平成27年8月に総務大臣通知、地方行政サービス改革の推進に関する留意事項についてが発出されており、地方財政が依然として厳しい状況にある中で、効率的、効果的に行政サービスを提供する観点から、民間委託やクラウド化等の業務改革の推進に努めるよう各地方公共団体に要請されたとあります。

令和4年4月1日現在における地方行政サービス改革の取組状況のまとめによりますと、平日夜間の宿直や土・日、祝日などの日中の日直業務を民間委託されている自治体が多いとされています。

笠松町では、1年を通しての宿直、土・日、祝日の日直が今も継続され、特に夜勤明けの勤務があることが若い職員の負担となっており、それが業務への影響や早期退職につながるのではと推測されるところであります。数年前の笠松町議会定例会での尾関議員による一般質問での答弁では、職員による宿直と日直を継続する理由に費用面が課題であるほか、2人体制での実施が職員間のコミュニケーションの機会とありました。

そこで、町長にお尋ねします。

この宿直明けの通常勤務や、近年は1月当たりの当番回数が増加していることなど、この制度が大きな負担となっていると考えられます。役場職員の皆さんの働きやすく、長く勤めたい職場環境構築の観点から見直しの時期が来ているのではないかと思います。町長のお考えをお聞かせください。

これで1回目の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。

○議長（伏屋隆男君） 關谷議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） おはようございます。

まずは、關谷議員さんから大きく4つの御質問をいただきましたので、1つずつお答えしたいと思います。

まず、老朽化する公共施設の利用停止のタイミングについての御質問でございますが、公共

施設を利用停止する場合の案内につきましては、南体育館を廃止する場合の例で申し上げますと、相当な期間、施設の存廃の検討を行い、昨年の第3回定例会一般質問において、老朽化のため維持が困難であり、廃止に向けた関係機関などと調整を行う旨をお答えし、今年の第2回定例会において廃止する条例の御議決をいただいたところでございます。この南体育館を廃止する件につきましては、利用している団体や町民の方への影響やその対策、学校敷地に立地していることによる解体するときの影響、除却のための財源確保や予算の措置などが必要となっております。

このように、施設を廃止する場合はその施設の利用目的、所在する場所、関係する団体機関などの調整も必要になってまいりますので、一律的にどの時点で案内するという時期はお示しできませんが、個々の検討や調整を行い、総合的に判断し、案内していくことを考えております。

続きまして2点目、笠松町内の道路事情につきまして。

この問題につきましては、以前より町議会、あるいは町政懇談会でも御質問をいただいているところであります。

まず、長池東堤防下道路から田代東ガード下へつながる町道については、スピード超過や朝夕の通勤時間帯における渋滞緩和を含む交通安全対策として、以前より警察と協議し、強制的に速度緩和を図る目的で、道路上にポストコーンを設置するなどのハード対策を実施いたしました。その結果、通行車両が譲り合う場面も見られるようになり、交通安全対策としては一定の効果を得られたものと認識しております。

しかしながら、朝夕の通勤時には信号が多い主要な道路を避けて通行する車両が多く、抜け道となっています。また、本町通りから八幡神社東を通り、ガード下までの道路については、岐阜県道下印食笠松線であり、交通安全対策の実施主体は道路管理者の岐阜県となります。あわせて、時間規制や一方通行などの規制は県警本部の交通規制課の管轄であり、道路管理者への意見聴取が行われ、その後告示され、規制がかかることとなりますが、まず初めに、交通規制への近隣住民の総意による要望が必要となります。また、規制がかかることで車の流れが変わり、迂回路となる道路の交通量が増えることも考えられますので、周辺町内会の理解を得ての要望が必要になります。このような条件の中で、周辺住民を含めた調整が整わず、規制をかけるまでに至らなかったものであります。

町としても、交通安全対策として効果があり、近隣の皆さんが望まれる規制であれば、実施できるよう協力し、必要な対策があれば講じていきたいと考えているところであります。

3つ目。保育園の育休退園の解消についてのお尋ねでございます。

この質問に関しましては、關谷議員より過去2回にわたり全く同じ質問をいただき、その際に答弁いたしました内容と同じになりますが、再度、当町の育児休業を取得した場合における

保育所、保育園の継続入所の取扱いについて説明させていただきます。上の子が年少以上の場合は、入所児童の環境変化による発達上の影響を考慮し、就学するまで継続入所を可能としております。3歳未満児の場合は、入所児童数が定員に満たない場合、保育所、保育園の施設長が認めれば、育児休業の対象となる児童が満1歳になるまで継続入所を可能とする取扱いを行っています。また、退所の場合であっても、1か月12日間以内で利用できる一時預かり事業を紹介し、御希望される場合にはこちらの制度にて対応しています。

施設面積の拡大や保育士募集を行い、入所希望者全て対応せよとのことではありますが、保育所運営には児童福祉施設の設備及び運営に関する国の基準があり、その中に保育士の配置や面積要件が定められております。保育士の配置基準の例で申し上げますと、乳児3人に対して1人、2歳未満児6人に対して1人が必要となっております。施設側でもこの基準に対応すべく、ハローワークでの募集をはじめ、様々な方法で募集をされておられますし、町でも広報紙などを活用し、保育士募集に協力しているところであります。

しかしながら、御承知のように、昨今の社会情勢などから、なかなか職員採用が困難な実情が続いているところであります。このような状況の中で、育児休業をしている世帯の3歳未満児の継続希望者全てを受け入れた場合、特に保育士不足が懸念され、国基準の保育士数が確保できなくなる事態も想定されます。その結果、本来、育児休業の取得が困難で保育する人が誰もいない方の入所でも断らざるを得ず、就労を断念しなければならない方が発生する懸念があります。町の考え方は、どちらの優先順位が高いかは言うまでもなく就労希望者であると考えております。

もちろん、保育士の確保について、健全な保育所経営の下、適正な保育士を確保し、育児休業を取得した場合でも継続入所ができるなど、できるだけ様々な希望が可能となるよう、運営する社会福祉法人にはお願いしているところです。

また、別の方法として、既に町でも案内しておりますが、3歳未満児の預け先について、就労要件を必要としない幼稚園、町内では双葉幼稚園で、満2歳児から平日10時から15時までの間で利用できる未就園児預かり保育が実施されています。最初のお子さんの入所施設検討の際、選択肢の一つとなると思いますので、各世帯で御検討いただきたいと思います。

現在、第3期笠松町子ども・子育て支援事業計画を各子育て関係者の皆様から意見を伺いながら策定しております。その中で、保護者のニーズや各保育施設の意向を踏まえ、計画的な提供体制の整備の促進に努め、安心して子供を産み育てることができる環境づくりをさらに進めてまいりたいと考えています。

4つ目、役場職員の働きやすい職場環境について。

具体的には、宿日直業務の見直しについてのお尋ねでございますが、宿日直業務としましては、死亡届、婚姻届、出生届などの戸籍関係の届出の受理をはじめとして、例えば道路の損傷、

冠水、用排水路の異常、野焼きなど住民生活を害するおそれのある通報を受けた場合の対応、また気象警報や災害関連情報のいち早い把握と対策など24時間の受付体制が必要な業務であり、職員が常駐することにより、迅速に臨機応変な対応ができています。

宿日直業務を外部に委託した場合、気象情報の発令時、あるいは急な対応を要すると思われる通報、問合せなどについて、担当職員が登庁するなどとし、対応することになります。町職員であれば回答できるような質問などに、委託したことにより回答できないとなれば、住民サービスの低下を招くおそれがあると言わざるを得ません。

とはいえ、限られた職員数で対応し、なおかつ働き方改革が進められる中、働きやすい職場環境の構築が必要であることはかねてより十分認識しており、宿日直業務を見越した年次休暇の計画的な取得などにより、職員の負担軽減につながるものであり、また現在進めている住民票のコンビニ交付やマイナンバーカードを活用した各種申請や、引き続きその他行政事務の情報化も進めることにより、時間や場所にとらわれず、必要な手続きが可能となり、これらも今後の宿日直業務の負担の改善につながるものと考えているところであります。

以上で、答弁終わらせていただきます。

〔5番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 關谷議員。

○5番（關谷樹弘君） 4つの質問に対しまして、御丁寧に御答弁いただきましてありがとうございました。

それでは、項目ごとに再質問をさせていただきます。

まず、1つ目の笠松町の老朽化する公共施設の利用停止のタイミングについての再質問です。

笠松町サイドの御対応としては、利用される団体や町民の方への影響やその対策、解体時の影響、除去のための財源確保などの課題があると御答弁をいただきましたが、今回の質問は、南体育館を例にしますと、御利用されている団体や町民の方から言われていたのが、利用停止する6か月前では周知期間が短いのではないかと、またこの短期間に別の施設を自分たちで探すのは難しいとの御意見をいただいております。6か月前とかではなく、それよりももっと前に御利用されている方たちに、これから1年か2年先に使用を続けるのが難しいときが来るかもしれないので、早めに別の施設を探し始めてくださいと言っただけなのが慌てずに済むのではないかとお願いしたいのですが、町長いかがでしょう。お願いします。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） こういうのは早いほうがいいというお考えですが、ただこれ、例えば内部で廃止しますと決めてすぐ伝えるには、やはりまず議会の皆さんの御承認を得なければいけません。もし、これを議会の皆さんの御承認を得ずに廃止しますと伝えますと、多分議会の方々、關谷議員は分かりませんが、多分議会のほうで議会軽視だという御批判もありますし、

またこれは手続上やはり問題があると思いますので、また具体的な内容を、そもそも今回の件に、南体育館にしても、これは私が不思議に思うのは、まだ内部の話がどうして一般の方々に広まって揣摩臆測を含めた部分があるのか、その辺もちょっと解せぬところがあるんですが、本来の手続としましては、まずは議会のほうで皆さんに説明して御了承していただいた上で、町民の皆様こういう時期に今計画しているのでお願いしたいということ、大体それが先ほども答弁しましたが、時期まちまちですが、私の中では、半年ぐらいは遅くもなく早くもなく、適時ではないかと考えております。

〔5番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 關谷議員。

○5番（關谷樹弘君） ありがとうございます。

半年という時間をいただきましたので、それからもできることはあると思うんですけど、皆様、ちょっと利用されている方の受け止め方によっては、例えば半年と言われて、12月末までが利用期限だと言われれば、そこではっきり分かると思うんですけど、建物を使っている、やはり屋根に穴が空いて、大雨の日には柱に水が伝ってとかそういうことがあったりしても直してほしい、まだまだ使わせてほしい、ここだけは何とか使い続けていきたいという御意見をいただいております、ずっと、もう1年も2年も前から。

ちょっとした故障でしたら直してほしいとかというふうで対応はしていただいていたんですけど、半年と言われなければ、本当に使えなくなるというのが状態を見ているとやはり分からないんですけど、いろいろ建物の検査をとかしていただいて、それがひよっとしたら、もうあと1年ぐらいになったらその時期が来るかもしれないというのが、町民の皆さんには非常にちょっと分かりにくいということで、この半年、12月末までというよりは、例えば1年ぐらい余裕を持って、例えば3月の時点ととか、もうちょっと早くだけ欲しいという御意見をちょっといただいているんですけど、どうでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 最初の答弁にも申し上げたように、半年というのは、今回南体育館の場合はそうであって、施設の利用状況、場所というものによってそれがいつお伝えするか、先ほどの答弁の繰り返しになりますが、それは議会の皆さんにお伝えしてからの話になりますのでね。まだそれに、まだこちらのほうでどうするか、施設の状況もしっかり確認していない段階で御説明申し上げるのは、またいろいろ皆さん方戸惑う、利用者の方も戸惑うことになるので、その施設、施設ごとに適切に判断していきたいと思っております。

また、施設を従来使っていらっしゃる方、代替施設については、ほかの施設紹介等も担当課のほうでさせていただいています。なので、できるだけ皆さん方が不安がないように努めていかせていただきますので、この点においては、時期はおおよそ半年ないし1年、その施設によ

って違って来るかもしれませんが、取り立てて遅い、早過ぎるということはないと思います。

また、老朽化した施設を長く維持するというのは、基本的にもう躯体自体がやはり難しい、あるいは耐震補強ができていない部分もあるので、それはちょっと安全性のことを考えて、無理して使うということは、できることなら避けたほうがよろしいかと考えております。

〔5番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 關谷議員。

○5番（關谷樹弘君） 御答弁ありがとうございました。

町長さんの苦肉のというか、すごく配慮いただいている点も、それをまた伝えるのも私たちの役目かと思っておりますので、また今後いろいろ御調整のほうをよろしく申し上げます。

では続きまして、2つ目の笠松町内の道路事情について再質問させていただきます。

今回の当該の道路が県道であることから、笠松町として対応していただける範囲に限られていることが分かりました。その上で、それぞれの地域の方からお預かりしている御要望、先ほどは町長の御意向をちょっとお聞きしたんですけど、今回再質問に関しては、一応御要望をいただきましたので、それをお伝えさせていただきます。

1つ目は、長池から始まる道路の進入、渋滞の起点のところの話なんですけど、長池用水沿いの入り口から、緩い、優しい規制をしていただいた田代東までの朝7時台だけでも、時間規制で一方通行にしていっていただけないか、もしくは用水沿いの入り口を7時から8時までは入れないような、そういう規制をしていただけないかという声をいただいております。これはその地域の方からですので、規制に近隣住民の満場一致が必要な場合はその町内会でまとめていただいて、町内会で満場一致となれば規制が可能ではないかと思っておりますが、町長いかがでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） こういうふうに皆さんがね、地域の方が総意であれば、もちろん我々が決めるんじゃないくて、警察のほうへそういう意見があるということで、幾つかの調整があるんですが、まず私が知る範囲ではなかなか総意に至らなかったもので、今までこういうポストを置くという規制しかできなかったというのが現状であります。

もし、議員のほうでそういった総意が得られるというお話があれば、我々もまた再度、町内会の皆さんと協議しながら検討していきたいと思っております。

〔5番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 關谷議員。

○5番（關谷樹弘君） ありがとうございました。

田代東、長池東の辺りが、総意が得られなかった過去があるということで、また規制をかけてほしいという御意見もあれば、当然かけては困るという御意見もあるかと思っておりますので、ちょっと広く、また御要望集めたいと思います。

そして、もうちょっと渋滞する道路が北のほうに行きまして、本町通り北の交差点から八幡神社東を通り、名鉄ガード下までの渋滞緩和のことですが、この道路につきましては、県道ということもあるんですけど、この通りを一方通行にというお声がある反面、それでは困るというお声も実際にはありますので、それを踏まえて本町北交差点から名鉄ガード下からの、要は北からと南からの双方の車がもう入り放題とか、どんだけでも行ってもいいという状態になっていますので、かつてあったんですけど、名鉄ガード下へ東から来る車が、例えば朝7時台、夕方5時台にガード下をくぐって左折を禁止、右のほうへ、笠松駅のほうへ右折してくださいというそういう看板が以前あったかと思うんですが、この2点の御要望がありましたので、これは要望ということでまた上げさせていただきます。

続いて、3つ目の項目の笠松町における子育て環境についてもですが、これ質問が3回目になるということで、既に十分御対応いただいていることが分かりましたので、こうした対応につきまして、当事者の保護者の方がそのときになって慌てられないよう、今回のようなケースがあることを広報か何かで御案内いただければと思いますので、これも要望とさせていただきます。

最後、4つ目の質問につきまして再質問させていただきます。

この役場職員の働きやすい職場環境についてなのですが、現在、宿日直が職員の皆さんにとって負担であることは、数年前に取られたアンケートで把握されているかと思います。また、働き方改革が推し進まれる中、宿直明けの通常勤務の苛酷さや多様化する有望な人材確保などを踏まえても、これを継続することには改善の余地があるのではないかと思います。

御答弁の中では、宿直において町職員でなければ回答できない質問とありましたが、宿直に入っている職員の担当外の急を要する問合せがあった場合の対応はどのようにされているのでしょうか。宿直に入っている職員の判断のみで回答するのではなく、担当の職員に電話等で確認して回答しているのであれば、民間委託したとしても一緒であると思いますし、町職員でなければという理由は無理があるのではないかと思います。そのところはいかがでしょうか。町長、お願いします。

○議長（伏屋隆男君） 足立総務部長。

○総務部長（足立篤隆君） お答えをいたします。

宿直者で判断できない場合は担当職員に連絡してからの対応になるので、民間委託しても同様ではないかというような御質問でございましたが、仮に宿日直業務の全般を外部委託した場合に、職員であれば、人事異動を通しての経験も備わっていることからすぐにお答えできることもございますし、戸籍関係の届出を受理する際には住民基本台帳などの確認が必要となり、職員が直接業務を行うことにより住民サービスを維持していると思っております。いずれにしましても、先ほど町長が御答弁申し上げましたとおり、民間委託のみならず、働きやすい環境

の構築に努めていきたいと考えております。

[5 番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 關谷議員。

○5番（關谷樹弘君） 本来はこの宿日直というのは町の職員の方が勤めるという何か規則もあるかと思しますので、町民の皆さんからの問合せに迅速に答える点では、町の職員の方がつかれるというのは、確かに日頃接しられている町民の皆さんと町の職員の方ですので、相談もしやすいということがあるかもしれないんですが、現に民間委託されているところもあるわけですので、民間委託する、例えば仮に警備員としますと、教育マニュアルを十分に進めていただいて、ある程度のことは答えられるという体制になったら警備員の方に切り替えるとか、あとは、仮に警備員1人と、例えば町の職員の方1人という体制にするというのはあるかと思うんですけども、今回の話は町の職員の方の負担を軽減するというところですので、今の2人体制というのが、お聞きしますと、ベテランの方と若い方がペアになって、電話に答えられたときに、ちょっと答えにくい、答えられないときに、すぐ隣でベテランの方がアシストされて回答を導かれているとは思いますが、逆にベテランの方と若い方というよりは、1人体制にするのであれば、ベテランの方をちょっと中心にされて、若い職員の方というのは、例えば1年未満であるとかある程度あると思うんですけど、ベテランの方の横で1年未満の若い方が勉強を兼ねて隣でつかれて、もう1人は例えば警備員にして、とにかく職場の2人体制というのを極力1人にするという方向ができないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 繰り返しになりますが、職員の働きやすい環境については、私の中では、この宿日直の課題にのみ焦点を当てたところで、業務全般の見直し、改善を進めなければ、抜本的な負担軽減にならないと思っていますところであります。そのための、今取り組んでいるのがDX、デジタルトランスフォーメーションで、来年の3月から各種住民票等のコンビニ交付も始まりますし、1階のロビーではキオスク端末が置かれ、印鑑証明等も個々でできる。利用者が個々でできることで窓口業務の負担軽減に努めております。

そして、併せて、何はともあれ働きやすい環境というのは、最近でよく耳にされたことがあると思いますが、心理的安全性を担保するということが、具体的にはハラスメントを防止したり、職場内でのコミュニケーションを円滑にすることが重要だと思います。そのことについても、既に専門の先生、大学の先生やそういう労働問題に詳しい方による講演や研修会を通して、ベテランから若手まで全員が認識を一にするような取組を継続しているところであります。

こうした役場全体の働きやすい環境づくりという大きなフレームの中で、宿日直の問題も検討すべきものであると思いますし、今ここで、個々でこういうやり方がある、こういうやり方があるという以前に、全体の中で、じゃあ宿日直の中で、今どの業務を改善したら負担が軽減

できるのか、また職員以外でもできるのか、そういった全体の中での洗い出し、改善策の中で1番ベストではなくベター、それも住民サービス、行政サービスをできるだけ損なわない方法というのを今模索しているところでありますし、これも引き続き、効率性、生産性の向上も踏まえながら目指しているところでありますので、またそういった我々の取組がある程度まとまりましたら、議会のほうの皆様にも御提示し、また御意見賜りたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

[5番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 關谷議員。

○5番（關谷樹弘君） 今回はこの職員の方の宿日直というところを勉強させていただいて、それまでは本当にそういう制度があるのだなぐらいしか、ちょっと私本当に分かっていなかったんですけど、お聞きするとちょっと負担に思っているというお声もやっぱりあるわけですし、そこだけ集中するわけじゃないんですけど、例えば先ほど言いました2人体制の宿直体制を、例えば1人警備員に回されるとか、それこそ全部、警備員が1人になるのか2人になるのか分からないんですけど、そこを完全に民間委託をするということがもしできるとなれば、その分、宿直は男性がされているそうですので、男性職員の宿直の負担をちょっと減らすと、その分を今度、土・日、祝日の日直は女性職員がされているということですので、男性がちょっと空いた分を女性のところに回して、女性の負担軽減にもなるかということがあるかと思っておりますので、また今後ですけど、すぐにまた来年度からというわけではないんですけど、先々ちょっとこれは大切な課題かと思っておりますので、徐々に改正していただければと思います。

また、この件につきましては、また引き続き勉強させていただきまして、いつかの機会にまた質問させていただきますので、よろしくお願い致します。

それでは、これで質問を終わりますので、ありがとうございました。失礼します。

○議長（伏屋隆男君） 一般質問を続けます。

4番 高橋伸治議員。

○4番（高橋伸治君） 議長さんより発言のお許しをいただきましたので、発言通告に従いまして質問をさせていただきます。

米野52号線の坂路改修工事、通称いざり坂改修工事の場所等についてであります。県道下中屋笠松線の米野西交差点から南進し、堤防に上る、通称いざり坂の拡幅工事と下羽栗幹線水路の函渠化により歩道を整備するという工事であります。長年の地元要望があり、壮大な計画があったものの、多くの問題があり実現には至っておりませんでした。その問題源の一つであった堤防中段にあった民家が立ち退かれ、一気に計画が加速し、現実の運びとなりました。

令和5年6月21日の指名委員会において一般競争入札と決定され、7月12日に入札参加希望のあった8者により入札が実施をされました。その結果、地元業者が入札書比較価格、入札価

格との比較、入札率96%の7,000万円で落札となりました。令和5年7月20日に仮契約、議会の議決後、令和5年7月31日に本契約が締結とされました。

当初計画では、鋼矢板による土留め工、矢板工は全水路改修工事、総延長141メートルのうち、片側2か所、24メートルと27メートルの51メートルが計画をされました。工事予定場所で矢板の試験打ち3枚が実施されましたが、3.5メートルまでしか打ち込めず、令和5年9月26日、これは指示書によりますが、鋼矢板による土留め工は簡易土留め工に変更となりました。それに伴い、用水路断面は当初計画、幅1.8メートル、深さ1.7メートルから幅1.8メートル、深さ1.1メートルに変更し施工することになりました。その後、国土交通省の指導により、堤防表面は種子まきから芝張りへの変更や床掘り作業での搬出土に固化材の添加が必要になるなど変更がありました。

そして、令和6年3月29日の工期が迫る令和6年3月12日、443万8,500円の増額がされ、工期は約3か月延長され、令和6年6月28日までの変更契約が締結をされました。

そして、無事、米野52号線坂路改修工事、通称いざり坂の改修工事は完了しました。令和6年9月9日だと思いますが、完成式が行われたと思います。いざり坂の2車線化の完成に伴い、笠松トンボ天国や笠松町多目的運動場、勤労青少年運動場の利用者にとって便利となって、併せて車待ちがなくなり、施設利用者の利用増が期待されるところであります。

そこで、2点質問させていただきます。

1点目は、当初予算と同額の落札価格、入札結果についてどのように考えているか、お尋ねをいたします。

2点目、水路断面、幅1.8メートルの深さ1.7メートルから幅1.8メートル、深さ1.1メートル、約3分の1がカットされることをどのように考えておられるか、対応されるのかをお尋ねをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（伏屋隆男君） 高橋議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 高橋議員さんからは、米野52号線坂路改修工事についてのお尋ねをいただきました。

まず、1点目の落札結果についての所見でございますが、私自身は入札に関与していないので、この場で個別の案件についての所見を申し上げるのは控えさせていただきますが、代わりに副町長より答弁いたさせます。

2つ目、水路断面の変更等の対応についてでございます。

今回施工いたしました米野52号線坂路改修工事に関しましては、坂路改修に合わせて通学路となる歩道の整備を実施するというところで、既存のオープンプレハブ水路をボックス化し、そ

の上部を歩道とする工事も行いました。下水道雨水計画では、水路の計画断面は幅1.8メートル、深さ1.7メートルとされており、今回の工事でもその断面で計画いたしました。

しかし、事前の調査において、以前の地質調査データより地下水が高くなっていたことや地質状況が異なっていたため、必要な深さの矢板打ち込みができませんでした。そのため、簡易土留め工での掘削可能な深さ1.1メートルに計画を変更いたしました。

今後の対応といたしましては、大雨の際、当該水路を注視するとともに、下水道雨水計画に対し、不足する断面分に関し、下水道雨水事業として当該区域を整備する際に改めて計画流量を確保できるよう検討し、進めてまいります。

また、昨年度から雨水出水浸水想定区域図、いわゆる内水ハザードマップや雨水管理総合計画の策定に取り組んでおり、下羽栗幹線排水路の下流である岐南町の区域の整備に関する調整も含め、相互に水路がふくそうする岐南町と協議しながら進めてまいりたいと考えているところであります。

以上で私からの答弁は終わります。

○議長（伏屋隆男君） 村井副町長。

○副町長（村井隆文君） それでは、私のほうからは、当初予算と同額の落札結果についてどのように考えているかという御質問にお答えをさせていただきます。

本件に係る事務につきましては、令和5年度の一般会計当初予算に計上するために、概算設計により積算をし、予算計上を行いました。そのうち、入札執行の前に設計修正や物価高騰の影響を加味した再積算を行った後に入札を執行させていただいたところであります。その入札結果に基づき、予定価格を下回る額で最も低い額を提示された業者と契約を締結したものであり、適切な入札契約であると考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 高橋議員。

○4番（高橋伸治君） 町長さんと副町長さんから簡潔な御答弁をいただき、ありがとうございました。

この質問は、私が質問しようと思ったのは令和5年度の当初予算、主要事務事業の説明書を見たとき、もうそれで決めました。これは質問しようともう1年半以上前に決めたんですが、研究してきましたけれども、ここで全部が見えない状況であって非常に残念でありますけど、まず簡単なことから質問させていただきます。

まず1つ目でございますが、この工事につきましては、県とか国の補助金はあるのかどうかお尋ねします。

○議長（伏屋隆男君） 田島建設部長。

○建設部長兼水道部長（田島茂樹君） お答えいたします。

この工事につきましては、県、国の補助金はございません。以上でございます。

[4 番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 高橋議員。

○4 番（高橋伸治君） 2 点目でございますけれども、基本設計といいますか、当初予算というのは仕様書ですが、それによって積算をされたと思いますけど、委託機関あるいは委託業者はどこか、委託機関と委託期間です。教えてください。

○議長（伏屋隆男君） 一般質問の途中ですけれども、11時10分まで休憩します。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

○議長（伏屋隆男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

高橋議員の質問に対する答弁を求めます。

田島建設部長。

○建設部長兼水道部長（田島茂樹君） 誠に申し訳ございませんでした。委託業者につきましては、大日コンサルタント株式会社でございます。委託契約の期間でございますが、令和5年1月23日から令和5年10月31日までとなっております。以上でございます。

[4 番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 高橋議員。

○4 番（高橋伸治君） 委託金額をお願いします。

○議長（伏屋隆男君） 田島建設部長。

○建設部長兼水道部長（田島茂樹君） 申し訳ございません。委託金額につきましては495万円でございます。

[4 番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 高橋議員。

○4 番（高橋伸治君） まず、委託期間ですが、委託期間が4年度ですね。結局年度ということで、1月23日から10月31日までという答弁でございましたが、当初予算に間に合うには2月の前半ぐらいまでに費用等をもらわないと、当初予算に乗らないと思うんですけれども、その成果品の、成果をもらったというのは、特に当初に間に合うように当然もらったということでいいですか。

○議長（伏屋隆男君） 田島建設部長。

○建設部長兼水道部長（田島茂樹君） 成果品の納期でございますが、その内容につきましては、概算的な内容でいただいておりますということでございます。

[4 番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 高橋議員。

○4番（高橋伸治君） また関連質問は後ほどしますけれども、もう一点、一般質問の対応のところでお願いしたんですけれども、工期変更についてということでちょっとお尋ねをまずします。

まず、工期の変更ですが、当初の契約では約8か月、終了間際になって3か月の延長になって11か月になっているんですか。それほど工事が遅れたんでしょうか。特に問題はないというような気がするんですが、その辺は。そのほかに張り芝とか舗装工事、この3点について、どうしてこんな変更が出たのかなと、お尋ねします。

○議長（伏屋隆男君） 田島建設部長。

○建設部長兼水道部長（田島茂樹君） お答えいたします。

工期が3か月延長したということにつきましては、先ほども町長の答弁のほうでもお答えさせていただきましたが、地下水位が高かったということもございまして、どうしても掘り下げまでの間が、非常に地下水位が下がる時期をちょっと待っておりましたので、それも含めまして、国交省からの指示がございました堤防の盛土ののり面の変更の指示とか、のり面成形の面積の増、さらには堤防を保護します堤脚保護の追加、先ほど議員がおっしゃられましたように、芝張りの変更等々が出ましたので、それだけの工期を延長させていただきました。

〔4番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 高橋議員。

○4番（高橋伸治君） 実施設計といいますか、発注した後に何か矢継ぎ早に変更、変更というんですか、設計そのものができていないのを発注しているなら、しょうがないんですけれども、そこら辺は今後注意していただくということで、1つ下げます。

まず、入札関連の要望事項として1つ申し上げたいんですが、この入札結果については、当然1,000万円以上ですから議会報告、5,000万円以上でしたら議会の議決があってから本契約ということですが、議員に知らされたのは、先ほど言いましたように、当初の説明のときで、予算の7,000万円、それから私が最初に耳にしたのは落札は幾らかということで、当初予算と一緒に7,000万円で落札されたということを聞いたんですけれども、私もそうなんですけれども、一瞬、ちょっと悪い表現なんですけれども、予定価格が漏れたのかなと一瞬思ったんですね。それは、途中経過を議員に知らせる必要は全然ないということで、予定価格を知らせることになりますか、当然、マル秘でいいと思うんですけれども、金額が非常に丸い数字なので、こういう誤解が起きたかなというふうに思います。

それで、その件については、特には詳しくは言いませんけれども、議会報告についての様式が建設課と水道課、非常に多くの工事をやられていると思うんですけれども、その様式が、あまりにも同じ部長の下でやっておられる議会報告ですが、多分そこで作っておられると思うん

ですが、ばらつきがあるということで、できたら、私の主観ですけれども、水道課の報告のほうがすっきりしておるかなということ。

それから、この中の業者の入札金額、当然何者かこうやって記されて、それと比較する金額が表示されていないということになります。といいますのは、入札価格と比較する金額が載っていないという。予定価格と消費税が入った分が比較になっているので、最低制限価格と、そこら辺のところも、これは親切か分かりませんが、そんな形になっていますけれども、入札価格と比較がすぐ分かるように、例えば今回では7,000万円、予定価格といいますか、それが7,000万円と、7,200万というのがすっと出るように、様式を変えていただくと、変更というか、検討していただくといいかなと。その点についてどうでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 村井副町長。

○副町長（村井隆文君） ただいまの御質問に、私のほうからお答えをさせていただきます。

議案資料、そもそも議案について御説明するための資料でございますので、より明確に分かりやすいような資料になるように努めさせていただきますので、改善の余地については検討を加えさせていただきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

〔4番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 高橋議員。

○4番（高橋伸治君） 前向きの御答弁をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、もう1点ですが、先ほどの町長の答弁の中に、地下水が高くなったこと、それから地質状況が異なっていたためということで、深さが1.7から1.1メートルに変更になったということですが、矢板を打たれたのはいつかなと、その日にちをまずお尋ねしたいと思います。

○議長（伏屋隆男君） 田島建設部長。

○建設部長兼水道部長（田島茂樹君） お答えいたします。

矢板打ち込みをいたしましたのは、9月中旬でございます。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 高橋議員。

○4番（高橋伸治君） それは、私は指示書の写しをもらっておるんですが、指示書は令和5年9月26日ということで、しっかりうたっておられるわけですが。当然この時期というのは、周りの羽島用水は、10月20日頃まで水が来ておるわけです。そこで矢板を打って掘って、当然掘れば、水位は来ているので、高いということは分かるんですが、断面変更が、変更になっているということで、3.5メートル打ち込んだときの、そこまでしか入らなかった地盤というのは岩盤なのか、どうなっていたか、そこら辺のところは分かるんですか。

○議長（伏屋隆男君） 田島建設部長。

○建設部長兼水道部長（田島茂樹君） お答えいたします。

土質につきましては、玉石混じりの砂質土でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 高橋議員。

○4番（高橋伸治君） 特に指示書は、矢板工から簡易土留工に変更するという事しか書いていないですね。その深さを浅くするというふうには書いていない。その例えば1.7から1.1にするということは書いていないですね。簡易土留工にするということは書いてあるんですけども、簡易土留工でそれより深く掘ることはできないのでしょうか。

例えば、石が丸石があります。それはどうですか、取って予定どおり1.7にするということはできないのでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 田島建設部長。

○建設部長兼水道部長（田島茂樹君） お答えいたします。

簡易土留めに変更しまして、今、議員がおっしゃられるように、計画断面の床付けまでというお話でございますが、その際にどうしても地下水が非常に高くございまして、今の計画断面まで掘り切れないということで、ぎりぎりの断面に変更しまして、1.1メートルというところで決定をいたしております。

〔4番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 高橋議員。

○4番（高橋伸治君） 取りあえず、私、ちょっとよく分からんですけど、水路の深さを1.7でいいというふうに当初の設計なんですね。矢板は3.5メートルまで入っているんですから、1.7メートルというのはいけるんじゃないかなと、道路高がですね、と思うんですが、そこら辺は、ただ水があるだけです。水については、今言ったでしょう。10月20日までは全部水が来ているので、当然水位が高い、承知なんです。掘ることはできるんじゃないですか、新たに。

もう一点、多分お金がかかるんだろうと思うんですけど、笠松も億単位の貯金があるでしょう。ここで1,000万ぐらい工事が高くなっても、それをやったらどうかなと私はそのように思うんですけども、それはどうでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 田島建設部長。

○建設部長兼水道部長（田島茂樹君） お答えいたします。

矢板を打ち込むということは、3.5メートルまで打ち込めたということでございますが、実質的に、両側に矢板を打ち込みますので、その際には6メートルまで打ち込みませんと支持が取れないということもございまして、あと、水が出て時期がという話なんですけれども、これは下水道をやらせていただくときに、水位が高いときに、ウエルポイント工といいまして、仮に水位を下げる工法を使うわけですが、そちらにつきましても、換算しますと1メートル当た

り5万から10万かかるということもありますので、それだけの工法、設備を投資しましても、非常にお金がかかるということもございましたので、今回、水路断面を小さくしまして、将来的にバイパスを組むとか、あと貯留施設を設けるとか、そこら辺のところ、今後検討していきたいと思ひまして、今回は1.1メートルに変更させていただきました。

〔4番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 高橋議員。

○4番（高橋伸治君） その1メートルで10万円とかと言われるんですけど、正直言ってお金のことで解決ができる。笠松は、3割変更が利くんですね。7,000万から2,000万までオーケーなんですよ。要するに変更において、1,000万円から限度額まで工事ができるというのが1つ、先ほどから水面が高い、高いとおっしゃる。高い状態のときに掘っているから当然高いんですよ。10月20日以降、用水が止まってからやれば水位も下がるんです。先ほど工期だって3か月も延長しているんでしょう。だから別に慌てなくても、変更利くわけですから、工期を延ばすやつを考える。

そういうふうに、とにかく止まってからやれば水面が下がる。工事の変更、金だけでやれば、3割以内の変更だからできるわけですから、お金の融通は要るんでしょうけれども、そうすればできるということなので、そこら辺のことも、今後のこともありますので、よく検討いただきたいなというふうに思います。

それから、もう一点ですが、断面変更についてですが、笠松町流域関連公共下水道雨水計画見直し業務委託ということで、日水コンのほうに委託をされて報告書が出ておるんですね。この状況ですと、これによって1.7メートルの深さ、幅1.8メートルの水路ということが決まってくるわけですが、これについては、時間雨量50ミリ、5年降水確率という、これは平成23年の報告書ですが、それを笠松がもらっておきながら、その計画を無視して浅くするとか、私としては考えられないんですが、今回やられた手法は前にやってあるんですね。140メートルぐらいこう来ている。そこらの水路としての整合性が取れないと思うんですけれども、上も下もですね。そこら辺のところは今後どういうふうに考えておられるのか。

先ほど町長さんのほうで、下水道で当該地域の整備をする際には改めてというのは、ちょっと言葉があったんですけども、そこらの計画はどうなんでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 田島建設部長。

○建設部長兼水道部長（田島茂樹君） お答えいたします。

議員さんおっしゃられますように、50ミリの雨量で計算はさせていただいております。それに伴いまして、笠松町の排水路計画も行っておりますが、今回やらせていただきましたところにつきましても、今のところ認可区域外のところでもございまして、坂路を整備するに当たりまして、その下に排水路がございましたし、子供たちの通学路でもございましたので、その際に

やらせていただいたこともございますし、今後、認可区域を拡大する際には、先ほど申しましたとおりに、水路断面の不足分に当たりましては、手法としましては、先ほど申しましたように、バイパスを組む案とか、貯留調整池をつくる案とか、そこら辺のところを今後検討させていただきたいと考えております。

それと、計画はいつなのかということにつきましては、ちょっとここではいつということは申し上げられませんが、そこら辺のところを調整しながら、今後進めていきたいと思っております。

〔4番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 高橋議員。

○4番（高橋伸治君） せっかくハードを造られるのですから、無駄のないように造っていただきたいというのが希望ですし、水路断面の確保、防災の点からもそうなんですけれども、3分の2になるということ、町が委託して、その成果をもらいながら、その結果を知っておって、なおかつそれをするというところに当然理解ができないんですね。

それから、これは通常のオープン水路であれば、その水路、導水の断面による150%なり200%なりで水は流れるんですけれども、暗渠ですので、絶対にそれ以上の水は入らないね。だけど、ここでカットになった1メートル80、70といいますか、そういうほうの水は入らないわけですから、それが結局その入り口であふれて、横に行くということになったときに、当然指摘もするのは、知っておってそういう深さを浅くしたということで、水害とかが起きたら、当然町の責任になると思うんですが、そこら辺はどういうふうにご考えておられますか。

○議長（伏屋隆男君） 田島建設部長。

○建設部長兼水道部長（田島茂樹君） お答えいたします。

水害のときに、今議員がおっしゃられましたように、あふれたときに町民の皆様に御迷惑をおかけするということでございます。そのようなことにつきましては、先ほど申しましたように、その対策としまして、バイパスを組むとか調整池を造るとか、早めに計画を立てられるように努力はさせていただいております。

また、この工事が完成した後なんですけど、大雨が降ったときとかは職員が常に巡視をして、今のところそのような状況にはなっておりませんが、今後またそのような大雨が降ったときとか、十分注意をして巡視しながら、何らかの回避ができるような対策も検討していきたいと思っております。

〔4番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 高橋議員。

○4番（高橋伸治君） マニュアルというのは、なかなか難しいかなというふうに思いますけれども、前の幹部の方に防災の質問をしたときに、職員にポンプを持って行かせますと、災害の

ときに、そしてくみ上げて排水するというふうに答弁をいただいているんですけども、とてもそんな状況では。先ほど言いましたように、この計画そのものの5年計画の5年確率で時間が50ミリでした。ですから、計画はつくっていないですね。

今、温暖化とか、ゲリラ豪雨とか、台風とか、いろいろあるんですけど、時間雨量50ミリ、この時代ではしょっちゅうあるような気がするんですね。

特に下羽栗地区につきましては、調整池を造った、2,400トン。だから焦ることもあるでしょうけれども、上側のそういう水害とか、心配してみえるところで計画をわざわざ縮めてやるということは、私は非常に納得ができないというか、理解ができないんですけども、そういう土地柄でありながら、なおかつ断面を縮小、3分の2にすると。だから上は遊歩道にするとかというのは分かるんですけども、何か無駄な投資がされるような気がしてしょうがないんですけども、そこら辺のことをもう一言お願いしたいんですが。

○議長（伏屋隆男君） 田島建設部長。

○建設部長兼水道部長（田島茂樹君） お答えいたします。

今、議員さんおっしゃられますように、事業的にその計画断面より小さくなってということは、これは定かでございます。しかし、今のもともとの3面張りの水路に比べますと、今のところ2割増しから5割増しの水路の断面を確保できております。それが必ずしも安全かという話であれば、それは安全だということは言い切れませんので、今後、先ほど申しましたように、回避できるような方策を、早めに取りらせていただくということを検討させていただきたいと思っております。

〔4番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 高橋議員。

○4番（高橋伸治君） 最後の質問というか、最後のお願いのような形になるんですけども、今、部長さんが言われたように、よく分かります。よく分かりますけれども、先ほど言いましたね。オープン水路であれば、150%から200%、例えば道路の断面より水路が低ければ、そこまで行くとか、住宅のところであれば、その敷地を通らなくても流れるんですけども、暗渠の場合は、トンネルですから、だからもうそれ以上入らないです、幾ら言われても。元の断面より150%にしたら、それ以上入らない。オープン水路であれば200%入れば流れますが、入らない分は横に行つてあふれるという状況です。そういう点を踏まえて、今後の計画を進めていかなきゃいけない。

以上で終わります。

○議長（伏屋隆男君） 一般質問を続けます。

3番 竹中光重議員。

○3番（竹中光重君） 通告に従いまして質問させていただきます。

笠松保育園園庭について、子供の安全を担保する園庭改修についてお尋ねいたします。

笠松町西宮町44の2の笠松別院境内地に建つ笠松保育園は、笠松地域の指定緊急避難場所及び指定避難所に指定されています。甚大な被害をもたらす自然災害が近年多く発生していることや、南海トラフ巨大地震のような大規模地震が心配される中、子供たちの安全確保について、園長先生が本年5月に、清流の国ぎふ防災・減災センターへ御相談に行かれました。

防災・減災センターの職員が笠松保育園に視察に訪れ、1. 鐘楼堂（釣鐘を設置している建物）が最も危険である。2. 園庭は液状化するであろう。3. 門前の石塔の倒壊の3点がまず指摘を受けたそうです。

笠松別院及び笠松保育園では、以前より安全面に不安があった箇所は、境内地を取り巻く土塀や鐘楼堂の瓦の落下、経蔵（経典を納める蔵）の瓦とあります。境内地を取り巻く土塀につきましては、大阪のブロック塀倒壊事故を機に、板塀に改修を行っております。

また、台風で倒壊した庫裏の外側にあった板塀は、その内側にあった樹木ともども撤去しております。基壇の上部周辺を取り巻いていた木々も、桜の木を除き伐採を進めたところであり、数々の安全対策を進めてきているものの、いまだに子供たちの安全を脅かす状況は続いています。

第1に、防災・減災センター職員から指摘を受けました鐘楼堂の屋根より、すぐ足元にある保育園プールに瓦が頻繁に落下します。鐘楼堂の屋根には瓦よけの網フェンスを施してありますが、それでもプール中央部にまで瓦の落下が見受けられます。

そのため、プールフェンスには建築工事等で使用される防御ネットを張り、安全対策を図っていますが、鐘楼堂の足元にある保育園プールは非常に危険な箇所です。また、園庭内には、基壇（火事により焼失した本堂の基礎）敷地面より1段高く造った建物の基礎が残っています。基壇についての危険を周知してロープをかけてあるものの、好奇心いっぱいの子供たちは、遊び場として登ったり、飛び降りたり、目が離せない状況です。

以前、降園時、保護者の監視下ではありましたが、基壇の礎石に足をかけ、上ろうとした際に、石が欠け、落ちた事例があります。基壇の上部は平らなようにも見えますが、瓦礫で埋め立ててあるため起伏もあり危険です。

申し上げましたように、指定緊急避難場所でもある現状の笠松保育園園庭につきまして、保育園プール、園庭内の基壇と大きく2か所の事故が起こる可能性が高い危険箇所が見受けられます。

基壇の礎石を撤去し、整地するには約1,000万円の費用がかかり、鐘楼堂は文化的にも貴重なもので、撤去や移設が困難なことから、安全確保のためにプールを移設するとなると、さらに高額な費用がかかるとのことであります。

さきに述べましたとおり、笠松保育園は、災害時の指定緊急避難場所及び指定避難所に指定

され、地域住民にとっては非常に重要な施設であります。また、令和6年3月時点では105人の園児が利用しており、保育を必要とする家庭にとって必要不可欠な施設であります。

町長にお尋ねします。子どもの安全、地域住民の安全確保として、園庭改修を進めることは、笠松町にとっても必要なことではないでしょうか。園庭改修に係る費用の補助、助成制度などを調査し、町として協力できることを検討していただきたいと思いますが、お考えをお聞かせください。

1回目の質問を終わります。

○議長（伏屋隆男君） 竹中議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 竹中議員さんからの御質問、笠松保育園の園庭についてのお尋ねについてお答え申し上げます。

まず最初に、笠松保育園は、改めて御説明するまでもなく、真宗大谷派本山直属の寺院敷地内に別法人である社会福祉法人笠松中央福祉会により運営されている保育園であります。そのため、敷地内には山門、鐘楼堂、石塔など宗教関係の諸堂が多く見られます。

今回、本堂基壇が危険であるため、その撤去費用に対し、町に助成制度は設けられないかとの要望でございますが、日本国憲法第89条、公金その他の公の財産は、宗教上の組織の便益、維持のため、これを支出し、またはその利用に供してはならないと定められており、笠松別院所有物に直接的な援助は困難であります。

たとえ本堂基壇を撤去したとしても、鐘楼堂、石塔などのほかにも危険性の高い構築物が多いとのことであります。本山に準ずる格を持つ笠松別院として、輪番さん、門徒さん方から、本山に対して改修の要望活動などはできないものなのでしょうか。

なお、今回、県防災・減災センターから、諸堂の倒壊、園庭液状化について指摘を受けたとのことですが、地震における屋外緊急避難場所として要件を満たさない可能性も高いとも考えられます。そのため、今後、笠松町防災会議に諮って検討してまいります。

なお、木曾川・長良川氾濫の際の避難所としては、既に浸水想定地域であるため指定しておりません。

ちなみに、笠松別院敷地内は、全て真宗大谷派所有の境内地として登記されていますので、固定資産税は非課税であることを申し添えたいと思います。

次に、プールの移設についてであります。その費用等に助成できないかというお尋ねでございますが、プールに瓦が落ちて危険であるので、プールを移設して子供の安全を確保したいという御要望でございますが、プールの横には墓地があり、当然お墓参りにお見えになる方も多くあると思います。

プールを移設したとしても、いわゆるお墓参りされる方は、その瓦落下の付近を通られ、人

に対する危険がなくなるわけでは決してないと思います。そのため、やはり危険の原因である瓦が落下するという鐘楼堂の補修は必要であると考えます。しかし、先ほど申し上げたように、これらは紛れもなく宗教施設であり、憲法の規定により、笠松町から改修助成制度の設置など、公金支出は困難と言わざるを得ません。

プールの安全性を確保するために、町として協力できることを検討していただきたいとのことでありますが、ほかの保育所、幼稚園などに聞き取り調査を行ったところ、近年の暑さのため熱中症のリスクが高く、暑さ指数などを参考にして実施しているとのことでした。以前のように、毎日プールを利用することはなく、週1回程度の利用にとどめていたり、常設のコンクリートプールではなく、大型の移動式プールを軒下に設置して、暑さ対策を行いながら実施している例も見られました。価格も4メートルサイズでも1万円程度の商品が販売されており、さらに水ろ過装置により細菌対策もできるものもあるようであります。

このように、瓦落下のほか、暑さ対策も含めた安全対策は、大がかりなプール移設以外にも有効な方法の組合せにより対応できるのではないかと考えています。

プール移設の件は、保育園より直接要望をいただいたことはありません。今回の議会一般質問での御質問という形でいただいておりますので、まずは今回の答弁内容などをお伝えしていただければと思うところであります。

もちろん町としましても、子供の安全が高まることに対して、いささかも否定するところもあるわけもなく、安全性が増し、かつ効率的に利用できる方法については、引き続き保育園とともに考えていきたいと思っております。

なお、国・県の補助金について、県にも確認いたしました。プールや園庭に係る補助制度はありませんでした。以上で答弁を終了します。

〔3番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 竹中議員。

○3番（竹中光重君） 答弁ありがとうございました。

では、再質問をさせていただきます。

憲法第89条に定められており、笠松別院の所有物に直接的な援助は困難であることは私も理解しております。ただ、笠松別院さんとしましても、先ほど申し上げましたとおり、土塀を板壁に改修したり、樹木の撤去等、安全対策を図っておりますし、また別院議会において鐘楼堂の安全対策を御検討はされておられます。

ただ、基壇につきましては、昭和49年に本堂が焼失したことにより、その後数十年、保育園の運動会や夕涼み会などで、そこを保護者の方が一段高いところから子供たちの姿を見たりとか、そういうように使用をされてきているというふうに認識をしております。

だから、基壇は園庭と同じように使用されているというふうに私は思いますし、笠松保育園

の保育事業として欠かせない園庭改修として、いま一度、町としても協力、時間がかかってもいいので、再度御検討していただけないでしょうか、お願いいたします。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 一般質問では、私から質問することを許されていないんですが、ちょっと御確認させていただきます。

この基壇を撤去するということは、本堂の再建をしないというふうに受け取られるんですが、このことについては、真宗大谷派のいわゆる本山のほうでは、そういうお話をされているのでしょうか。

これはあくまでも議員個人の考えなのか。それは宗教施設として、いわゆる大谷派のお寺として、別院として、今後はこういう本堂再建等は今もうやらないと、そういうふうで意見があるのかどうか、ちょっとその辺が確認できないと、我々としても答えようがないというのが正直なところです。

〔3番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 竹中議員。

○3番（竹中光重君） 今、町長のお話があったように、本山の確認ということは、私も聞いておりません。

ただ、私、笠松保育園の評議員であって、評議員の中で園長先生より御説明いただいた中で、理事とか評議員の中で、今申し上げた基壇を、以前はまた本堂の再建をしたいというお話が多くあったということは聞きました。ただ、最近においては、もうそういうのは、いわゆる基壇を改修して園庭として子どもたちに使ってもらったほうがいいのではないかという意見のほうがあるということで、園長先生ともその点はちょっとお話をさせていただき、今回の質問になっております。

○議長（伏屋隆男君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時49分

再開 午前11時50分

○議長（伏屋隆男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 今の段階では、所有者はあくまでも真宗大谷派の総本山だと思います。園長先生がどのようなお立場でお話しになったのか、まだ担当のほうにもその話は全くされていないということでもありますので、ちょっとその辺り、しっかりと所有者である本山さんの意向を踏まえた上で、ちょっとお尋ねしていただかないと、これは宗教施設に対して我々ができます、できませんということはいえませんが、またしかるべき筋というか、所有者であるいわ

ゆる京都のお東さんですね、そちらのほうから、例えばどなたかいらっしゃるとか、あるいは文書にてそういうふうな意向を示すものがあれば、その段階から初めてその話はあると思うんですが、申し訳ないんですが、今の段階で宗教施設のもの土地の所有について、行政が所見を述べるということは、非常にちょっと厳しいところがあるという、そういう認識を持っております。

[3番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 竹中議員。

○3番（竹中光重君） 町長の御答弁で理解をさせていただきます。私のほうとしましても、今後、笠松保育園側と、宗教の所有物という部分において、またそれをどうするかということが、いわゆる本山とか、檀家さんとか、そういうところとしっかりとした確約をいただいた中で、またお話をさせていただきたいなと思いますので、それはまた持ち帰り、私も保育園の園長先生ともお話をさせていただいて、今後にもまた個別の部署に、またお話をさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

続きまして、プール移設についてですが、国・県の補助金について、補助制度はないという御答弁と、ほかの保育所、幼稚園が移動式プールや安全対策をして実施しているプール移設以外でも、有効な方法の組合せにより対応できると御答弁をいただきました。

安全性が増し、かつ効率的にできる方法について、保育園と共に考えていきたいということで、町として前向きに取り組んでいただけるということで、ありがとうございます。

有効な方法、組合せを考える上で、現状の笠松保育園のプールや園庭を、ぜひ町のほうで視察、確認をしていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） そうです。もちろん、そういった取組はさせていただきますが、まずは今回初めてこの質問というか、お話はこの場でいただいたわけでありまして、保育園の園長先生なり関係者の方から、具体的に現状を説明していただくとともに、必要であれば実際担当のほうで現地のほうを視察させていただいて、その場でいろいろ協議していくのが筋ではないかと思っております。

[3番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 竹中議員。

○3番（竹中光重君） ありがとうございます。

そのように私のほうも保育園にはお話をさせていただいて、そして次への段階へと進めさせていただきたいので、そのときはぜひとも御協力のほどよろしくお願い申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（伏屋隆男君） 一般質問の途中ですが、1時30分まで休憩します。

休憩 午前11時53分

再開 午後1時30分

○議長（伏屋隆男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

一般質問を続けさせていただきます。

2番 番有里議員。

○2番（番 有里君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

笠松町における巨大地震・災害への対策について質問をさせていただきます。

今年元日に起こりました能登半島地震の復興が思うように進んでいない中、去る8月8日、日向灘を震源とするマグニチュード7.1、最大震度6弱の地震が発生し、巨大地震、特に南海トラフ地震への注意情報が気象庁より出されました。直ちに避難を開始しなくてはならないとされる警戒情報ではなかったものの、巨大地震の経験のある方々にとっても、ない方々にとっても、少なからず恐怖心が湧いたことかと思われまます。

笠松町においても、毎年地域防災計画の見直しをすることにより、将来起こり得る巨大地震への備え、被害を減らすための取組をされているところではありますが、被災地復興支援として、各課より派遣された職員の皆様方や社会福祉協議会様による能登半島での復興支援等の経験を生かして、さらに取組を進めていただけることを願っております。

そこで、3つお尋ねいたします。

1. 被災地において最も悩みの種である上下水道における耐震対策。2. ボランティア受入れなどに必須となる道路の復旧や公共施設における耐震対策。3. 避難所の設置基準について、現在の状況と今後の方針をお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（伏屋隆男君） 番議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 番議員さんの質問、笠松町における巨大地震・災害への対策についての御質問、まず最初に、上下水道における耐震対策についてのお尋ねの答弁をさせていただきます。

当町の上下水道の耐震設計につきましては、耐震対策の指針を参照し、構造物に求められる耐震性能は、地震動のレベルに応じて設定しております。地震動とは、地震によって発生する揺れのこと、レベル1地震動、レベル2地震動というのは、構造物の耐震設計を行うときに、耐えられる地震の大きさを2段階に分けたものであります。

レベル1地震動は、施設の許容期間中に発生する可能性の高いもので、震度5強程度が想定

されます。レベル2地震動は、施設の設置地点において発生するものと想定される地震動のうち、最大規模の強さを有するもので、震度7程度が想定されます。

1つ目に、上水道の耐震対策についてお答えいたします。

水源地ごとにあります配水池の全てにおいてレベル1地震動に対応できる構造となっております。管路の耐震化につきましては、厚生労働省の水道の耐震化計画等策定指針において、重要給水施設管路等を優先して、耐震性の低い管路をレベル2地震動にも対応できる耐震性の高い管路に更新するとの方針が示されており、当町においても、その方針に基づいて、避難所や病院などの重要給水施設へ供給する管路の耐震化を優先的に進めるとともに、新設時や下水道工事に伴う布設替え時においても、耐震管を布設することで耐震化を進めており、今後も引き続き重要給水施設への管路を中心に、耐震整備を行っていきたいと考えております。

なお、基幹管路及び重要給水施設の管路の延長は、令和5年、2023年度末現在、約7.6キロで、そのうち約4.9キロにおいて耐震性能が確保されており、耐震化率は約65%となっております。

また、震災時の給水の確保につきましては、6リットルの給水袋3,200袋を常備しており、さらに給水タンクの確保についても現在検討しております。

なお、応急給水拠点として、第1水源地及び第4水源地において、緊急給水設備を備えております。

次に、下水道の耐震対策についてお答えいたします。

管路の耐震化につきましては、日本下水道協会下水道施設の耐震対策指針と解説に従い耐震対策を行っており、平成10年、1998年度以降に埋設された管路のうち、避難所や病院などの重要施設への重要幹線につきましては、伸縮機能を有している継ぎ手を使用したり、埋め戻し土による液状化対策を行い、レベル2地震動においても対応できるような耐震化を図っております。

なお、令和5年、2023年度末現在、避難所や病院などの重要施設への重要幹線の延長は約10.7キロで、そのうち約5.3キロにおいては、レベル2地震動にも対応しており、耐震化率約50%となっております。

今後の既設管路の耐震整備につきましては、国土交通省の通知に基づいて、上水道と同じように、重要幹線の耐震化を優先的に進めていきたいと考えており、令和7年、2025年度に、笠松町流域関連公共下水道事業計画の見直しを行い、その後、重要幹線の耐震診断の実施について検討を行い、耐震整備を行っていきたいと思っています。

今後とも、災害による被害の最小化を図り、災害時であっても可能な限り上下水道が確保できるようにしたいと考えております。

2つ目、道路の復旧、公共施設における耐震対策についてのお尋ねでございますが、まず道

路の復旧についてであります。災害時における避難所までのアクセス道路の確保は、避難所開設時や誘導時、支援物資の搬入及びボランティアの受入れ時など非常に重要であり、さらには、あらゆる施設などの復旧にも大きな影響を及ぼすことを、能登半島の際の報道からも再認識したところであります。

また、この影響は、町内にとどまる問題ではないため、岐阜県により緊急輸送を確保するために必要な道路、いわゆる緊急輸送道路が指定されております。緊急輸送道路は、岐阜県のほか、国土交通省、警察、自衛隊などの関係機関で構成する協議会において決定されるものです。

笠松町内には、岐阜県道と庁舎及び松波総合病院を接続する区間が緊急輸送道路に指定されております。緊急輸送道路における発災直後の対応といたしましては、早急に緊急車両などが通行できるよう、1つ、倒壊した家屋や放置車両等の撤去、2つ、簡易な段差の修繕が優先して進められます。町においても、現在、防災・減災対策として、緊急自然災害防止対策事業債を最大限活用し、町内の主要道路の修繕を計画的に進めているところであります。

災害時には、緊急輸送道路のみならず、各防災拠点の道路網の確保並びに公共施設などの応急復旧作業が速やかに実施できるよう、今後も民間事業者、例えば笠松土木研究会などとの協力体制の強化に努めてまいります。

3つ目の質問ですが、避難所の設置基準についてでございます。

地震における避難所の設置に関する基準といたしましては、県が平成25年に推計した岐阜県東海・東南海・南海地震等被害認定調査において、南海トラフ地震による当町の避難者は3,012人、養老・桑名・四日市断層帯の内陸直下型地震の場合では4,140人の避難者を想定しております。

このような場合、公共施設、地域の集会所などの29か所の指定避難所のうち、まずは小学校や中学校などの収容人数の多い施設の安全性を確認し、避難所として開設することを想定しており、その後、収容し切れない事態が生じた場合において、その他の施設を避難所として利用することを想定しております。

当町の避難所運営マニュアルにおいては、避難所を開設するときは、地域住民と職員により避難所を立ち上げ、その後の運営は地域住民で行うことを基本としており、このような運営体制を早期に構築することの重要性は、能登半島地震の際の避難所運営の課題として上げられており、また、当町から派遣した職員からも、非常に重要であるとの報告を受けているところでございます。

以上で答弁を終わります。

[2番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 番議員。

○2番（番 有里君） 町長、丁寧な御答弁をどうもありがとうございます。

そこで、私からも少し追加で質問をさせていただきたいと思います。

先ほど上下水道における耐震対策ということで、第1と第4水源地のほうは、緊急給水にも対応しておるということでしたが、第3水源地におかれましては、これは松枝地区ということなんですけれども、急速に最近宅地化が進んでおりまして、緊急給水できない場合はどういった対応をされるんでしょうか、少し御説明をお願いします。

○議長（伏屋隆男君） 田島水道部長。

○建設部長兼水道部長（田島茂樹君） お答えさせていただきます。

第3水源地における緊急給水はどのようにという御質問でございます。

第3水源地におきましては、緊急給水につきまして、給水袋を第3水源地の管理棟内に1,004袋常備されております。その給水袋を主にしまして、給水を確保する考えでございます。また、第3水源地の更新時には、第1水源地及び第4水源地と同様に、緊急給水設備を整備したいと考えております。

〔2番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 番議員。

○2番（番 有里君） どうも御答弁ありがとうございます。

私も実は能登半島のほうに、ボランティアでお手伝いとして行かせていただいたときに、一番皆さん困って見えるのが、やはり水の問題でした。といいますのは、発災からもう半年以上、私が行ったときもたっておるにもかかわらず、いまだに仮設トイレ、それから水道もまだ来ていない。ですので、ほとんど食事を作ることもできませんし、本当に片づけに通おうとすれば、近隣の金沢ですとか、そういったところから通ってみえる方、それからやむなく仮設住宅から通ってみえる方、いろいろいらっしゃいましたので、これからもその辺の耐震対策をお願いしたいと思います。

それから、続きまして、2番の道路における地震対策なんですが、緊急自然災害防止対策事業債というのが、令和7年度までということで私たちはお聞きしているんですが、その事業というのは延長はあるのでしょうか。また、延長されるとすれば、働きかけ等はどうようになっておりますでしょうか。お願いします。

○議長（伏屋隆男君） 田島建設部長。

○建設部長兼水道部長（田島茂樹君） お答えさせていただきます。

緊急自然災害防止対策事業債の延長はあるのかということと、働きかけについて説明させていただきます。

緊急自然災害防止対策事業債は、令和7年度までの時限措置とされておりますが、地方自治体にとって極めて重要な財源であるということから、令和8年度以降も継続できるよう、岐阜中部首長協議会を通じまして、国会議員の先生のほうへ要望を提出しているところでござい

す。

また、議員の皆様におかれましても、国への要望等の機会がございましたら、お力添えをいただけるとうれしいと思いますので、よろしく願いいたします。

[2番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 番議員。

○2番（番 有里君） 御答弁ありがとうございます。

また、道路における対策というのは、やはりそういう事業債ですとか、あと自衛隊さんとか土木研究会さんとの連携も非常に大事になってくると思いますので、これからも働きかけを私たちもしていきたいと思います。

それから、3番目の避難所の開設の質問なんですけど、例えば住民の方と役場の方が両方で避難所立ち上げに関わるというふうにお聞きしておりますが、実際、避難所運営に向けての対策、指導がなされるのはどんなときになるのでしょうか。ちょっと詳しくお聞かせいただければと思います。お願いします。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 地震被害想定の場合で申し上げますと、震度3の場合では、総務対策部の5人体制による情報収集、震度4の場合では、総務対策部及び建設水道対策部の11人による情報収集や関係機関との連絡、震度5弱の場合は、職員の半数程度が参集し、必要に応じて対策本部を設置し、必要な活動を始めることになっております。震度5強以上の揺れを感知したときは即本部を設置し、救助応急活動を開始することをマニュアルで整備しておりますので、その時点においたは当然のことながら、避難所設置の動きにも入ると思っております。

[2番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 番議員。

○2番（番 有里君） 御答弁ありがとうございます。

そうしますと、大体避難所開設がされるということは、震度5ぐらい、5強ぐらいを目安と、あとは少し被害が出始めるかな、どうかなというところで私も認識しておるんですが、例えば避難所に殺到したりする場合ですと、やはり安否がどうなっているとか、そういうことを気になされる方も非常に多いかと思えますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） ちょっと確認なんですけど、これは避難所を立ち上げたときに、避難所に来たときに、皆さんがその家族の確認をどういうふうにするということなんですね。

○2番（番 有里君） はい。

○町長（古田聖人君） 基本的には災害時のほうは自助・共助・公助で、まず自助の部分で発災したときに、どういうふうに皆さん家族で連絡を取り合うかということは、あらかじめ決めて

いただくのが一番いいと思います。なかなかその都度、そこまでちょっと正直申し上げまして、行政のほうそれぞれの皆さんの発災直後、特にフェーズ1というか、3日間ぐらいはそういったことがうまく対応できるかどうか、ちょっとこの時点で申し上げられませんが、ただ、状況が落ち着いて、避難所の運営が順調にいった場合、これまでも過去の大きな災害のときを見ますと、避難所の中で連絡ボードを作ったり、そういったことも含めて、いずれにしても、臨機応変に対応していく部分ではないかと考えております。

[2番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 番議員。

○2番（番 有里君） 御答弁ありがとうございます。

私たちも非常に、行政の側も備えはしなきゃいけないんですけども、私たちも実際起こった場合、どんなことが考えられるかということ、もう一度再確認する必要もあろうかと思えます。

最後に、例えば能登半島地震のときに非常に窓口が混んだとか、そういった事務手続上のトラブルがちょっと報道されていたんですが、例えば罹災証明だとか、そういうものに並んでしまったりとか、そういった心配があらうかと思えます。その辺はいかがでしょうか。お答えいただけますか。

○議長（伏屋隆男君） 足立総務部長。

○総務部長（足立篤隆君） お答えいたします。

過去の被災地の経験から見ても、罹災証明を発行するためには、被災者から申請を受け付けし、損傷した住家の被害調査を実施、罹災台帳等を作成し、その後の証明書発行となることから、マンパワーが必要な業務であることから、他団体の応援を得ながら実施しているのが実情であると認識しております。

当町のBCP（業務継続計画）においては、非常時優先業務として、発災後速やかに当該業務を行うことを想定しておりますが、この罹災証明書は、被災者生活再建支援金、災害援護資金、税、公共料金等の免除などに用いる証明でありますので、当町の被害状況により業務の優先順位を下げ対応することも想定しております。

○議長（伏屋隆男君） 番議員。

[2番議員挙手]

○2番（番 有里君） 御答弁ありがとうございます。

そうしたら、今以上のことから、緊急自然災害防止対策事業とか、そういったものを行政のほうでは進めていただいて、なお、これからもこの災害に対しての備えをきちっとしていただくこと、それから、私たちも一度、避難所とか、そういった支援体制ですとか、特に町内会ですとか、そういったところの体制はどうなっているのということをもう一回確認するいい機会

となりましたので、これからもこういった災害対策を進めていただければと思います。

これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（伏屋隆男君） 一般質問を続けます。

8番 川島功士君。

○8番（川島功士君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

今回は、DXというデジタル化に関する質問をさせていただきます。

私もこの間、議員に7期目を当選しまして、もう25年目に入りました。20年ほど前に笠松町で庁舎内LANを進めていこうといったときに、もう既に議員をさせていただいておりましたので、庁舎内のデジタル化の推進委員もさせていただいておりました。そういった都合で、今回の質問もそのさらに発展形ということで質問させていただきたいと思います。

作業の効率化ということで、生成AIについての質問、そしてその生成AIを児童・生徒にどのように正確に伝えて、そのスキルアップをしていくかということについて質問させていただきたいと思います。

まずは、AIというもの、そのもののことなんですけれども、日本語でいうと人工知能ということで、Artificial Intelligenceという英語の言葉のAIというのは略になります。これもネットで調べたところ、NTTデータによれば、「一般的には人が実現をする様々な知覚や知性を人工的に再現するものという意味合いで理解されていますが、現在でも一意的に決まった定義があるわけではありません。コンピューターサイエンスや認知科学、医学、心理学、さらには哲学に至るまで、今も様々な立場で論じられ続けている領域です」というように表記してあります。

さらには、AGI（Artificial General Intelligence、汎用的人工知能）はまだ存在しないということだそうであります。いわゆる発展途上の技術であるということが言えます。といったNTTデータにある、そもそも人工知能をどう捉えるべきかの1,739文字の文章を、生成AIに読み込ませて要約させてみたところ、460文字に要約してもらいました。460文字だとここで紹介するだけで時間が来てしまいますので、さらにもう一度それを要約をお願いをしたところ、260文字にしてもらいました。

それをここでちょっと紹介させていただきますけれども、AIは、人間の知覚や知性を再現する技術として理解されがちですが、実際には多様な学問分野で議論が続いています。現在、全ての問題に対応できる汎用人工知能（AGI）は存在せず、特定分野で優れた性能を発揮するAIが主流です。AI技術は、ルールベースの第1世代から統計モデルやディープラーニングを用いた第3世代へと進化しており、これらの技術を目的に応じて、適切に組み合わせることがビジネスでのAIの活用の鍵となります。というように要約してくれました。これはもと

もと僕が読んで考える限り、1,739文字の文章の中に書いてあることをほぼきちんと要約できているなどというのが実感できる文章になっておりました。

たったこれだけのことなんですけれども、言い方は悪いですけれども、ホームページの文字をコピー・アンド・ペーストしてA Iに読み込ませれば、数秒でこの答えが返ってくるというのは、物すごい効率化であるというふうに思われます。

令和6年度から笠松町では、A I議事録作成支援システム用端末機器購入45万円の予算が今年度予算に組み込んでありましたが、これはどのようなもので、どのように活用されているのか、まずお聞きいたします。このシステムは、インターネットの向こう側にあるホストコンピューターをつないで利用するものかどうか、そのことについてもお答えいただけるとありがたいと思います。

こうした生成A I活用を前提としたガイドラインを作成し、対応している自治体も多く存在しています。岐阜市も、もうホームページに、そのガイドラインを掲載して周知をされております。笠松町としては、どのような考え方で進めていかれるのか、お答えください。

鳥取県も、一番最初は鳥取県知事がA Iは絶対使用禁止だというような発言をされており、大きくニュースなどでも取り上げられましたが、現在では入念なガイドラインを作成し、本格的に利用をし始めようとしております。

大きな考え方として、一度技術的に便利になったことは元に戻れないということを非常に実感しております。インターネットがなかった時代に、もう今は戻れませんし、もちろん車がなかった、人が歩いたり、馬を使ったりするという時代には絶対に戻れないです。つまり不可逆、技術の発展というのは不可逆であるということが言えると思います。

笠松町が最先端を走っていくことを求められるような自治体ではないと考えています。大きな政令指定都市や中核市ではありませんので、そういう必要はないとは思いますが、時代の流れに乗り遅れていいというものではないというふうに感じております。DXが目的になっては何の意味もありません。DXが目的ではありません。目的の手段としてのDXでないと本来の意味を發揮できないというふうに考えております。

何を達成するために笠松町でDXを推進するのですか。その目的を含め、今後のDX推進についての考え方をお示しくください。

次に、児童・生徒の皆さんと教員の方についての質問になります。

2023年7月4日に示された文部科学省の初等中等教育段階における生成A Iの利用に関する暫定的なガイドラインが発表され、私も拝見させていただきました。羽島郡二町教育委員会では対応が難しいと思われる部分も多くあるように思われるのも事実であります。

岐阜市においては、今年5月24日に市長会見の中で、教育DXに係る新たな取組についてとして市長が述べられました。その中では、学校現場における子供たちの学びと教職員の働き方

改革の2つの面で、生成AIを活用と述べられておりました。ガイドラインに示されましたように、モデル校を選定して進めていくようになっております。

当町における教育デジタル化推進で、タブレットと電子黒板の活用を提案したときには、岐阜市教育研究所と当時のモデル指定校の授業の様子を拝見し、しっかり私も学んでから、ここでこうして質問で述べさせていただいたことを覚えております。

デジタルを有効に活用し、教育を進めていくということは、不可逆の論理からも避けて通れないことだと考えています。しかし、よく最近の子供たちは根性がないと危ない表現をされる方が多くお見えになります。しかし、何かやりたいことや、知りたいことがあると検索をし、動画で確認し、そのとおりに行えば大方うまくいく可能性が高くなっている時代であるというのも一言で言えると思います。

私たちが子供の頃は、図書館で本を読み、大人や友達、先生に聞きながら手探りで探求していた、そういう時代であったというふうに思います。ですから、よく言われるように、失敗したときに復活をする力（resilience）が育っていきにくい時代ではないかというふうに専門家の方も懸念を示しておられます。

情報モラルやリテラシーは、これから生き抜く子供たちになくしてはならない力です。その両方をバランスよく育てていかなければならないというふうに思っております。これらのことを踏まえ、羽島郡二町教育委員会としてはどのように考え、進めていかれるのか、お聞かせください。

また、教員の公務負担の軽減をしていく上でのAIの活用は、必要不可欠であると考えております。文部科学省のガイドラインにも、公務での活用が記述されております。これらの考え方もお示しいただきたいと思っております。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（伏屋隆男君） 川島議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 川島議員さんの御質問、生成AIについてのお尋ねでございますが、まず、AI議事録作成支援システムでございますが、専用のレコーダーにて会議発言を音声データ化し、セキュリティー対策を施したクラウドサーバーにて、高品質なAI文字起こしが実現できるのに加えて、会話型AIサービスの主流であるチャットGPTを活用した会議内容のAI要約までをワンストップで行えるシステムとなっております。

なお、文字起こし内容がAI学習に利用されないよう、チャットGPTに連動した独自のシステムにて運用しておりますので、情報漏えいの対策も実行されております。

費用の内訳としましては、システム利用料が月2万4,200円、専用モバイル端末と高性能卓上マイク及び初期設定一式で約14万円となっております。また、これまでの利用実績ですが、

8月までで6回の会議等で延べ428分、約40万の文字起こしを行い、議事録作成業務の軽減を図りました。

続きまして、生成A Iについての町としての考えでございますが、今日の生成A I技術は日進月歩の進化を遂げており、先ほどのチャットG P Tによる文章などをはじめ、音声や画像、動画などのコンテンツが、クラウドコンピューター上でゼロから生成され、その作品は、一見、実写あるいは人が作ったものか、A Iが作ったものか、区別することが難しいほどクオリティーが高まっているのが現状であります。

こうした生成A Iは、非常に便利なツールである一方で、不用意に利用すると様々なリスクも生じるおそれがあります。自治体が生成A Iを活用する際の代表的なリスクとしては、機密情報の漏えい、著作権などの権利侵害、生成A I過信によるフェイク情報の発信などが上げられ、これらにより非常に大きな損害を被る可能性もあります。

しかしながら、生成A Iの活用は、業務内容によっては非常に大きく効率化に寄与できるものと認識しております。現在、業務における生成A Iの利用は、正式に認めておりませんが、まずは情報D X担当にて試験的に導入、その効果検証をし、今後は組織として生成A I活用範囲の設定、最適なA Iツールの選定、職員向けの利用ルール、マニュアルの策定、職員の活用リテラシーの向上などを検討し、正式な運用規定を定めて全庁的に活用してまいりたいと考えております。

次に、今後のD Xの推進の方向性、考え方についてでございますが、D X（デジタル・トランスフォーメーション）は、単に書類の電子化や業務改善のためにシステム導入をする業務のデジタル化とは違い、デジタル技術を活用してサービスや業務手法そのものを変革し、新しい価値を生み出すこととされており、今後もさらなる人員不足が予測される地方自治体においても、D X推進は喫緊の課題として取り組むことが求められております。

当町でも、1つ、デジタル技術やデータを活用して住民の利便性を向上させる。そして2つ目に、デジタル技術やA I技術を活用して業務の効率化を図り、人的資源を行政サービスの向上につなげる。この2点を念頭に、昨年度より自治体D Xをスタートさせました。

初年度は、職員自らが主体的に業務改善を図るものとして、ノーコードツールを活用した業務改善アプリを開発し、全庁的なD X推進の機運を醸成し、今年度はさらなる推進の取組として、マイナンバーカードを活用した各種諸証明のコンビニ交付や、民間の委員の方が登庁せずに会議に参加できるペーパーレス会議システム、学校開放施設の鍵の受渡しに、各交流センターまで行かなくても済むスマートロックなどのD Xサービスを開始いたします。

また、県の事業である市町村行政D X支援プロジェクトに当町が採択され、民間企業や大学、各種組織の代表者から成る連携協議会を立ち上げ、県と一緒に当町における地域的課題の解決に取り組んでおります。具体的には、登録者の割合が高い公式L I N Eを活用して、

様々な行政手続をオンライン化できるデジタル窓口の実現について検討を進めてまいりたいと考えております。

加えて、この秋には、総務省のデジタル活用支援推進事業を活用したスマホ講習会を全10回開催し、スマホ利用の基礎から活用を学ぶことで、主に高齢者の方々のデジタルデバイドの解消も図ってまいります。

そして来年度は、これまでのDXをさらに発展させ、行政手続のオンライン化の拡充、災害時におけるDX活用、先ほども述べました生成AIの業務活用、文書の電子決裁の導入など、住民の利便性向上と業務の効率化を同時かつ多角的に広げてまいりたいと考えています。

さきの新型コロナウイルス感染症拡大で、日本社会のデジタル化の遅れという課題が可視化され、中でも自治体については、感染者の報告やワクチン接種給付金の支給など、迅速な対応が求められる中、紙やファクスといった従来スタイル業務による遅延、押印を必須とした申請書などの既存ルールによる制約など、多くの問題点が指摘されました。

コロナ禍を契機に、これまでの行政の手法や仕組みが大きく変化しておりますが、当町でも今後はさらにデジタル技術を活用したオンライン手続を増やし、役場への来庁機会を減らすことにより、業務の負担軽減を図り、職員の働き方改革、人材確保につなげていく必要があると考えております。

一方で、個人情報の取扱いや職員のITスキルの確保、必要予算の捻出など課題も多々あるのも事実ではありますが、今後も積極的なDX推進に取り組んでまいりたいと思っております。

以上で答弁を終了させていただきます。

○議長（伏屋隆男君） 野原教育長。

○教育長（野原弘康君） 川島議員の御質問、生成AIについて、教育委員会としてどのような取組をしているかということについてお答えをさせていただきます。

議員御指摘の令和5年7月4日付でございましたガイドラインでは、生成AIの教育利用の方向性として、生成AIを一律に禁止や義務づけを行う性格のものではないとした上で、大きく3点ございますけれども、1点目、現時点では活用が有効な場面を検証しつつ、限定的な利用から始めることが適切である。

生成AIを取り巻く懸念やリスクに、十分な対策を講じることができる一部の学校において、個人情報保護やセキュリティ、著作権等に十分留意しつつ、パイロット的な取組を進め、成果、課題を十分に検証し、今後のさらなる議論に資することが必要である。1つ目。

2つ目です。一方、学校外で使われる可能性を踏まえ、全ての学校で情報の真偽を確かめること、いわゆるファクトチェックの習慣づけも含め、情報活用能力を育む教育活動を一層充実させ、AI時代に必要な資質・能力の向上を図る必要がある。

3つ目、教員研修や校務での適切な活用に向けた取組を推進し、教師のAIに関するリテラ

シー向上や、働き方改革につなげる必要があるとされております。

羽島郡二町教育委員会では、こうした国のガイドラインに乗り、先進パイロット校から学ぶことや、AI時代に必要な情報活用能力を育成するために、羽島郡ICT推進委員会において、その利活用について検討を始めております。

また、教職員の利活用については、生成AIのメリット・デメリットを把握した上で、教材研究や公務に活用することを推進しています。

1つの例として、著作権がフリーの画像を生成することができるアドビ社、Adobe Expressの学校無償ライセンスを、児童・生徒並びに全教職員分取得をいたしております。まずは、教職員の利活用を推進するために、生成AIの作成した画像のよさに触れる機会を設けたり、ある場面を想定した活用方法の検討をしたりすることを始めております。

ここに1枚資料を用意しましたが、こちらのほうですが、この間、松枝小学校が川下りをしました。何かポストにできるものないかなと思って、私もやってみたんですが、「快晴 川下り ボート 楽しい」と打って、それにかけたらこういう画像が出てまいりました。ただ、これが松枝小学校の川下りにふさわしいかどうかは分かりません。試しにやってみました。こんな画像が出てまいりました。ただ、これは著作権無料、著作権というか、フリーの画像が全部集まってこれになっているということだけ御承知おきください。

児童・生徒の利用については、まず各社の利用条件がございます。年齢制限や保護者の同意条件などを確認することが求められております。その上で学校は、現在も各社の生成AIは、多くのビッグデータを背景にした、論理的な回答をする力を急速に成長させております。その優れたAIの力を、児童・生徒の学ぶ力につなげるよう指導をしてまいります。

その一方で、ガイドラインにもあるように、児童・生徒に情報の真偽を確かめる、いわゆる先ほども申し上げましたファクトチェックの力を育むこと。AIに作らせた文章について、正しい使い方や活用ができる指導をすること。また、個人情報やプライバシーに関する情報の取扱いなど、コンプライアンスに関する指導も同時に進めてまいります。

また、児童・生徒には、家庭において利用する可能性もございますので、保護者も含め、生成AIのメリット・デメリットをきちっと理解し、適切に取扱いができる教育が必要になってまいります。

現在、岐阜県教育委員会では、県内中学校2校をパイロット校に指定をして、研究実践を進めております。そのうちの1校では、チャットGPTを活用した国内で開発された生成AIサービス、スタディポケットを活用した実践をしております。

スタディポケットというのは、暴力、あるいは増悪、性的、自傷行為の4つのカテゴリーをフィルタリングすることや、生成AIが直接的な回答をせず、ここが大事なところですね、直接的な回答をせず、対話を通じて子供の考え方を導く機能を搭載していること。日本語とともに

に英語での音声入力ができることが特徴です。その学校では、仲間と同様にA I と対話をしながら、自分の考えを整理したり、求めている表現を導いたりする学習を展開していると聞いております。

もう一校の学校では、マイクロソフト社のコパイロットを活用し、自分が作成した英語の文章や校正作業や数学では、A I が様々な難易度の問題を生徒に提供するコースの学びを行っております。

また、岐阜県教育委員会主催で、東京大学の大学院工学研究科の吉田准教授の講演がございました。その中で、生成A I の回答に多く含まれるハルシネーションというんですかね、うそ、間違いにだまされないように確認しさえすれば、児童・生徒の教育に活用する利点は多くあるということも説明をされております。

羽島郡二町教育委員会といたしましては、羽島郡I C T推進委員のメンバーを各学校の中核教員、中核推進教員として育てるために、日常的な議論、情報交換ができるよう仕組みをつくっております。その仕組みは、マイクロソフトT e a m s の中で、I C T推進チームを結成しており、また先進パイロット校の実践を基に、各学校で今すぐ取組が始められること、あるいは条件やアプリが導入できれば実践できることを整理しながら、指導計画を練ってまいります。

さらに、現在のガイドラインは暫定的なものですので、日進月歩で進化を続ける生成A I について、今年度中に通知されるまた新たなガイドラインが出てきましたら、早々に現場での試行につなげていくことも考えております。

続いて2つ目の質問、子供たちの教育と教職員の事務の効率化に関わってお答えをいたします。

笠松町の学校では、令和7年10月に第2期G I G A構想で、新しい1人1台端末、i P a d ・W i - F i 仕様を導入いたします。この機会に、教育D X と校務D X を両輪として、一層推進したいと考えております。端末の選定につきましては、県内の市町で共同調達チームを作成しております。笠松町では、i P a d ・W i - F i 共同調達部会で、次期G I G A構想に対するハードとソフトの現状を調査検討し、よりよいものを選定できるようにしております。今回は、笠松町と岐南町の端末は同じ仕様とするために、共通のガイドラインを定めて運用することができるように構想を練っております。

さらに、岐阜県では、令和8年8月に現行の校務支援システム、いわゆるTe-Comp@ssと我々は呼んでおりますが、その契約が終了いたします。新たなシステムを県内共通で導入することとなっております。

その次世代校務支援システムには、大きく3つですね。

1つ目、名簿、出欠状況、学習、相談履歴などを集約し、児童・生徒の困り感に寄り添い、相談にいち早く気づき、対応を可能にするダッシュボード機能がついていること。2つ目、校

務系、学習系のネットワークを統合し、ロケーションフリーで教職員が活用できる機能がついていること。3つ目、ペーパーレス、業務改善の要となるシステムが期待されて、現在、県内共通の仕様書の作成を行っているところでございます。

これらのことは、1人1台端末と校務支援システムの更新をよい機会として、教育DXと校務DXをさらに前進させるよい機会だというふうに捉えております。

羽島郡二町教育委員会では、今年度中に児童・生徒向け、また保護者向け、今手元にございますけれども、教職員向けのガイドブックを作成して、1つには、積極的に活用することで、将来どんなことに役立つのか、どんな力につながるのかということ、やはり子供たちと保護者にも理解をしてもらいたいということ。デメリットも理解をしながら、学校や家庭の約束を守り、学校でも家庭でも道具として端末を適切に活用することを推進していこうと考えております。

特に教職員に対しましては、校務のDX化により、印刷を最小限にとどめたいなど、そんなことを思っておりますし、校務DXの推進、業務の軽減を図ること、そしてそのことによって児童・生徒に寄り添う余裕を生み出すことを推進してまいります。

教育DXも校務DXも急速に成長し、この流れを止めることはできません。羽島郡二町教育委員会では、これらのDX化による子供の学びの進化、校務の効率化を図りつつ、これからの時代を生き抜く子供たちに育むべき資質能力である、知識や文章を読み解く力、物事を批判的に考察する力、問題意識を常に持ち、問いを立て続けること、特にこれはプロンプトといえますか、そうしたものです。その前提として、学びに向かう力、人間性等の涵養を図ってまいります。

そうした教育を充実するためには、理解・習得するまで当然繰り返し練習することも大事ですけれども、体験的な活動の充実をはじめとして、足で稼いで五感で学び取る、そうした深い理解につながる教育も大切にしております。

そのために、教育活動におけるデジタルとリアルハイブリッド化の推進、それらのバランスや調和を大切にすることを一層留意してまいりたいと考えております。

以上でございます。

[8番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8番（川島功士君） 大変御丁寧な答弁を、町長も教育長もありがとうございました。

再質問しようかなと思ったようなことを全部答えられて、全部ではないですが、かなりの部分を答えていただきましたので、あまりなくなってしまったんですけれども、全体時間の30分もかかってここまで来てしまったということは、本当にありがたいと思っております。

まず、行政のほうへの質問なんですけれども、現状はまだガイドラインというものは示して

いないというか、できていないというのが現状でしょうか、まず第1点。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 今の段階ではできていないという状況です。

〔8番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8番（川島功士君） ありがとうございます。

そうですね、まだ時間もたっていませんし、なかなか難しいかなと、笠松町の事務体系でそれをやるというのは、専属の技師がおるわけでもありませんので、難しいなというのは理解ができます。

ただ、先ほど言いましたように、議事録の作成システムというのは、そういうものがない中で、チャットGPTというクラウドにつながったサービスを、もう既に活用している。いろいろな手だては打っておられるようですけども、それを試験的にやっているというふうな好意的な認識を私はしておりますけれども、そういうものも使いつつ、これからどんどん進めていきたいなというふうに思うのが1点あります。

実質的にガイドラインというか、使うために必要なそういうものというのは、いつ頃までにこういった内容でつくる予定になっていますか。

○議長（伏屋隆男君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） ガイドラインの完成の時期というようなことでございます。

先ほど町長が答弁させていただきましたように、今後試験的に導入をいたしまして、効果の検証を今年度中に実施をしたいと思っています。その後、いろんなルールづけ等々をしまして、できれば来年度の前期にはできればというような思いで進めていきたいと考えております。

〔8番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8番（川島功士君） ありがとうございます。

むちゃくちゃ急ぐ必要はないと思うんですけども、遅れない程度にしっかりと内容を練り上げていただきたいなというふうに思っております。

それともう一つ、その中で、例えばこれからいろいろ使いながらという話があったんですけども、現実的に例えば最適なAIを探していくみたいな話があったような気がするんですけども、今、いわゆるAIと言われるものの中で、世の中にリリースしている大まかなものだけでも100ぐらいあるそうです。それを全部使っていくというわけにはいかないと思いますし、やはり先ほど出てきたチャットGPTであったり、コパイロットであったりという有名なところであったり、あとは画像の中で特に有名なものであったりというところを、まず目指しておられるんだろうと思うんですけども、どういうことを基準にしてそれを選んでいくかという

のは、まだそこまでも考えていないんですか。

○議長（伏屋隆男君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お答えさせていただきます。

まだ、そこも決まっておりません。今、川島議員さんが言われたように、そこも含めて検討を進めていきたいと考えております。

〔8番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8番（川島功士君） ありがとうございます。

もちろん、どこで何をどう使うかというのも大事なんですけども、使う側が人間であるということですね。先ほど教育長が言ったように、AIに質問をする、チャットで書き加えるのをプロンプトといいますけれども、そのプロンプトに何を書いて、出てきた答えをどう使うのかというのは、結局、今のところまだ人間の仕事の領域の一番大事な部分だと思っています。プロンプトの書き方によっては、先ほど言ったように本意ではない答えが返ってきたり、間違ったものが返ってきたり、いろいろするのも事実であります。

ということは、人間側がプロンプトをどう書くかというののスキルをアップしていくというのが大事なことだというふうに思っています。それも多分使っていないと分からないと思います。その辺のところというのはどのようにお考えですか。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） まず前提としまして、議員が最初に質問されたように、このデジタル、いわゆるAI、DXも含めて、これは手段であって、目的ではないということを、まずしっかりと我々も認識していきたいと思えます。

その中で、大きな目的として2つ上げさせていただきました。まず、住民の皆さんの利便性を図る。そして2つ目が職員の働き方改革、イコール負担軽減を図る、そうした視点で、何を今、うちの役場の中では、先ほどの關谷議員の質問にありましたが、例えば宿日直の改善するとき、何がその業務の中でボトルネックになっているか、そういったところをどうやったら改善できるか、それがいわゆるデジタルツールじゃなくて、デジタルトランスフォーメーション、つまり変革につながっていくと思います。

なので、そういった視点を常に大事にしながら、そして最も私個人的に大事にするのは、デジタルを使う人間が、アナログ思考のままではいけないと思います。やはりある程度デジタル思考に対応できる、特にX世代、今言われていますが、α世代という、これからの今の若者、10代の前半の子供たちは、生まれたときからもうAIがある、そういった社会の中で、そして我々行政あるいは教育、大人の中もそういった人たちと向き合っていくために、今までどおりのアナログ思考を押しつけるんじゃなく、我々もデジタルの理解をし、勉強していく、そうい

った取組が立ち上がったときに、初めて日本のデジタル化というのが、DXが前進していくんではないかと思っています。

先般、ある会議で、デジタル社会の今後ということについて、AIの専門の方に聞きました。お話を拝聴する機会を得ましたが、その先生いわく、日本は、コロナのときはデジタル化は非常に遅れていたけれども、AIにおいては先進国の中でも先頭集団に入っていると、そういうお話を伺ったので、願わくば笠松町、トップとは言いませんが、できるだけ先頭集団に追いつく、できることならその中に入って常にチャレンジ精神を持ちながら、一方でいろいろな個人情報等も慎重にやりながら、難しいかじ取りだと思いますが、そこら辺りをしっかりと進めていきたいと思っています。

[8番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8番（川島功士君） ありがとうございます。

まさに私の考えているとおりだというふうに言えないこともないというふうに思いますけれども、1つそういう中で、技術的な意味でちょっと質問をさせていただきますけれども、エッジAIという言葉をお聞きですか。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） ちょっと聞いたことはあるようなないような状況です。

[8番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8番（川島功士君） まず恐らく、例えば教育業界でも、それから例えばこういう公共団体の業界の中でも、これから一番最初に考えていかなきゃいけない言葉の一つだというふうに思います。

というのは、スマートフォンが非常に進化をしてまいりました。スマートフォンの中にもAIを入れないといけないという時代になって、実はコンピューターの中にはCPUという中央演算処理装置が入っています。その中にAIを入れようと思うと、CPUだけでは足りないので、MPUというユニットが必要になってきます。ところが、そのMPUというユニットとCPUを2つに入れるんじゃなしに、スマートフォンに入れようとする1つのチップにする必要があります。

だから、非常に微細な加工が、ナノのそれこそ1ナノ、2ナノという加工が必要になってきます。そういうものができるようになって、非常に小さなチップが出来上がりました。それは40トックスとって、スマートフォンに入るような中央演算処理装置のもので、40トックスというのはどういうことかということ、40兆回のステップが1秒間にこなせるという性能になります。

現実問題として、例えばプロが使う映像のディレクティングするような機械であったり、ゲームの非常に最先端のものをやるというのが80から100トップスということで、1秒間に100兆回ぐらいの演算が必要になるんですけども、一般のものでA Iを使おうと思うと、マイクロソフトなどが言うには、それぐらいの最低限のものが必要である。そういう中央演算処理装置と一体となったものができるようになった。

それが入ったノートパソコンが6月に発売されました。これはマイクロソフトが発売したもののんですけども、マイクロソフトのコパイロットというA Iがパソコンの中にローカルで入っています。

なので、先ほど部長が言いましたように、インターネットでつないで、その先のクラウドサーバーにつないでA Iを使うということではなしに、自分の手持ちのパソコンの中だけでA Iが使えるようになります。

例えば、そこでインターネットにつないで見に行けば、見に行った先をそこが覚えてくるということになります。逆に、インターネットにつながらないで、それに対して、例えばその記憶装置にデータを記憶させていけば、それを理解していくということになります。ということは、与えた文章だけで動くA Iになっていくということでもあります。それをネットにさえつなげなければ、外にも情報漏えいがない。出てくるものも与えたものの中からしか出てこないの、その著作権に関係のないものが出てこないということです。

例えば、笠松町がホームページで公開している文書、データ、そういうものを全部読み込ませた上に、さらに中にある規則であったり、公開していないものも全部入れてしまえば、笠松町のことを聞けば全部そこから答えが出てくるというようなシステムをローカルでつくることができます。

ましてや、それをそこにつないだ外づけの外部記憶装置に入れておけば、外してネットにつないで、例えばOSのアップデートなんかもそれのできるようになるというようなことになると思いますので、今後、エッジA Iの搭載したパソコンというのは、非常に行政だったり、研究機関であったり、教育機関というのでは、今後必要になってくるというふうに考えますが、笠松町としても前向きに検討してもらいたいと思いますが、いかがですか。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） いろいろな御助言をありがとうございます。

まだ私自身も具体的に実物を見たことがないんですが、こういった新しい先端機器にも注視しながら、こういった技術は日進月歩なので、これは行政の場合はなかなか、いつそういったものを取り入れるか、ある程度進化の途中で入れて、お金、多額をかけて、しばらくしたらもっとバージョンアップされていたということがあるので、その辺りの技術の、その辺のちょうど階段の踊り場というんでしょうか、そういったところも踏まえながら、せっかく導入しても

1年たったらもっといいのが安く出たということもよくある話でございます。

いずれにしても、そういった新しい技術に対してもしっかりとアンテナを張って、担当だけではなく、私自身もいろいろ勉強をさせていただくことが、認知症予防にもつながると思いますので、これからもいろいろ、もしそういった情報やアイデアがあったら、ぜひとも教えていただきたいと思います。

[8番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8番（川島功士君） ありがとうございます。

大方、今年度中というか、今年中に各社からそういうものが、CPUも各種類が中央演算処理装置とMPUが一緒になったものも各メーカーから出て、いろいろな世界的なノートパソコンのメーカーからもいろんなものが出てくると思います。それでも今回エッジAIの第3世代になるものというのの最初の時代になるので、先ほど部長が言われたスケジュールでガイドラインを設けていくという形になれば、その中で十分対応していけるソフトであるというふうに私は思いますので、今後ともぜひ、そういうものを使って、例えば住民の住民情報を維持しながら、業務の効率化が一段と進んでいくというふうに使っていただきたいなと思います。

例えば、この間、今、番議員もおっしゃいましたように、僕も一緒に能登半島へ行ったんですけども、来たかどうかというのも、QRコードを読み込んでグーグルフォームのようなもので登録していくという形であったりというのでできています。

先ほど言いましたように、例えば罹災証明の発行をするのも、例えばスマートフォンでできるようになれば、一々そこまで行かなくてもいい。それから、送られてきたものが内容的に間違っているかどうかということも、AIで確認ができるということになると、非常に業務の効率化と、住民の方が行かなくてもいい、大体が行く手段が少なくなっている中で行かなくてもいいということになっていくと、非常に便利だと思いますので、そういうことも含めて、これから御検討をしていただきたいと思っています。すみません、長くなってしまいました。

教育長のほうは、大変いい御答弁をいただきました。ありがとうございます。

本当に両方を通じてやっていくというのは難しいと思いますし、羽島郡だけでやっていくというのは、現実的に無理があると思います。羽島郡の中だけでパイロット校を決めるといったって、中学校は2校しかありませんし、その中でという、それはなかなか難しい問題だなというふうに思います。

ただ、これもネットでいろいろ調べていますと、結局よく出てくるのが、東京の世田谷区の教育委員会というのは非常によく出てきて、もうそのGIGAスクールのときの構想についても、まだ全然始まっていない段階から、そういうことのユーチューブの画面というか、動画を上げていらっしゃいます。

現実になってからは、一体具体的にどう使うのかというようなものを、教育委員会として上げておられました。今回のAIについても、実はマイクロソフトと提携を結ばれていると思います。動画の提供がマイクロソフトになっていましたので、コパイロットの研究用に使われているのかなど。

やっぱり都心であって、人数がそこそこあって、そういうよく分かる先生がおられてという前提条件があって、そういうことが、まずは都心にあるというのが一番だと思いますけれども、そういうことができているのかなと思います。

であると、やはり羽島郡二町教育委員会としては、県に全面的にお願いをして、そういうことを進めていっていただきたいというふうにお願いをするしかないと思うんですね。

その中でも述べられていたんですけども、これはニュースでも出ていたんですけども、AIの子供たちへの活用というのは、いわばチャンスかもしれないということで、3つのことが述べられていました。

児童・生徒一人一人にオーダーメイドの学習を組み立てることができるということが言われていました。もう一つ、先生側から言うと、AIにいろいろな指導を受けるといいういはおかしですけども、AIが一人一人を個別に診断することによって、先生がベテラン教師として、そのようなことが成り立つのではないかということが言われていました。あと進路のアドバイスというのもできると思いますというふうに書いてありました。

というのは、進路のアドバイスとはまた違うかもしれませんが、例えばオーストラリアの国を代表する水泳チームというのは、子供の頃からその子供の成長であったり、タイムであったり泳ぎ方であったりという画像を含めて全て記録して、この子が何年のオリンピックのときにはどうなっているから、誰を代表にするかというのを全てAIでチェックをして出したら金メダルを取ったというようなことで、実は今回のパリオリンピックに出た日本の代表選手も、オーストラリアでそういうのを受けて練習してきたということがあります。

さっき言ったように、エッジAIを使うことによって、子供たちのデータをそこに全部入れることによって、子供たちの成長を具体的に、客観的に評価できるようになって、その子供たちの進みたい方向はどっちにしたらいいのか、行きたいのはどこであるのなら、どうしたらいいのかということが、また具体的に教えていけるようになるというふうに思います。

子供たちというのは、もう数年たつと、数年というか、中学校であれば3年たてば学校にはいなくなるわけで、小学校でも6年たてばもうそこにはいない。1年たてば次の学年に行ってしまう。当然そういうことの中で、そこでそういうことを考えて、今できることを、来年やりますと言っているけども、3年生の子はいないわけですね、中学生は。

ということを見ると、のんびりしておいていいというわけではないと思うんですけども、非常に今頑張っておられるのはよく分かったのですが、そういうことをもってどんなふうにか

えられるか、ちょっと教育長、お願いします。

○議長（伏屋隆男君） 野原教育長。

○教育長（野原弘康君） どんなふうに考えるか、うちができる教育は、羽島郡2町ができる体制としては、今年からICT推進支援員さん、この方の存在が非常に大きいです。その方は羽島郡だけではなくて、県、あるいは全国にネットワークを持っていらっしゃいますので、様々な情報をいち早く収集して、そして郡内に合ったそういったシステムをつくってくださる。ガイドラインもそうだと思うんですけども、その辺を強みとして進めていきたいし、具体的に子供にまず、エッジって何ですか、エッジAIのエッジって何かかと、ずっと疑問に思っていたんですが、お話の中でMPUとかその辺があることが分かったんですけども、当然AIも大事にしながら、そして人の生き方というか、その子の目的意識というか、そうしたものを大事にしながら、その子がその目的を果たすためにどういう道があるのか、そういったところのアドバイスを計画をしたり、情報収集をしたり、決定するのは本人だと思うんですけども、そういったところで発言をさせていただきたいなということを思っています。以上です。

〔8番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8番（川島功士君） すみません、中途半端で申し訳ありませんでした。エッジAIのエッジというのは、一番端っこという意味ですね。例えばエッジで何とかするとかいうときの、要はその大本にある、クラウドにあるサーバーにアクセスするのではなくて、末端にあるローカルにある自分のパソコンがAIとして機能するという意味で、外にデータを持ち出さなくても、自分の中だけで全部AI動作ができるという意味のAIのエッジAIという意味であります。

○教育長（野原弘康君） スタンドアローンで使うと。

○8番（川島功士君） そうです。そういう意味であります。なので、そのデータを出さなくてもいいということで、勝手に集めてきたデータを、著作権を気にしながら使う必要もないと、与えたデータの中で全て答えを出してくれるということなので、非常に教育現場であったり、公共の中では非常に有効な使い方ができるのではないかなというふうに思っております。ありがとうございます。

ICT支援員の先生というのは、多分私もよく知っていらっしゃる先生だと思うんですけども、先日も学校へ行ったら、たまたまお見えになっていて、松枝小学校で話をしているときに、そうしたら、僕が来ているということでわざわざ校長室まで顔を出していただいて、お話をさせていただいて、今後もぜひ連絡を取りながら、私もお願いをしていきたいなというふうには思っております。

これからAIの活用というのは、まさしく本当にこの町の人たちをどう幸せにするかという部分で、避けて通れないツールの一つだというふうに思っております。そして、そういうもの

を有効に活用する子供を育てていくということも大切なことだと思います。

今度、11月に大和証券の元会長さんが中学校で記念講演をしていただくことになっております。証券会社というのは、もうまさしくそういう中で、私らが本当に昭和の時代というのは、手でこうやってやって、株式取引所の中でごみくずと人の雑多な中で株式取引をやっていましたが、今、株式取引所というのは誰もいません。AIが勝手に1秒間に数千回ぐらいの売り買いを行って、今株式市場というのは成り立っております。

そういった中で暮らしてきた方々が、これから子供たちが行く社会というのは多分そういう社会になっていくんですね。だから、そういうことを話していただけるともっといいかなというふうには思うんですけども、そういう先進的な会社の方に来てお話をしていただけるというのは、子供たちにとってもいい一つの論点になるのではないかなというふうに思います。

実はこういうことで、なかなか具体的な話ではないですけども、そういう子供たちの生活を支えていく上の中でのICTの必要なところ、そこをするために人間として要は必要な部分というのをやっぱり児童・生徒のうちに育てなければ。けれどそれを教えるのが、そういうことを習ってこなかった大人たちが教えなきゃいけないというのが、一番のネックだというふうには思います。

なので、そういうことも考えながら、教員のスキルアップを含めて、職員のスキルアップを含めて、未来のことを考えつつ進めていっていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（伏屋隆男君） 一般質問の途中ですが、3時まで休憩します。

休憩 午後2時52分

再開 午後3時00分

○議長（伏屋隆男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

一般質問を続けます。

9番 田島清美議員。

○9番（田島清美君） 議長のお許しを得ましたので、通告に従い一般質問させていただきます。

災害発生時のペット同行避難についてで、1. ペット同行避難の周知啓発について、2. 町指定避難所の受入れ体制について、3. 飼い主を対象とした勉強会などの実施について。

災害発生時のペット同行避難について質問をさせていただきます。

環境省は、2011年の東日本大震災での経験から、ペットを飼養している人が災害時に自宅等から避難する必要があるときは、飼い主の責任の下でペットを連れて避難する同行避難を推奨してきました。

2022年の調査によると、日本国内の犬の飼育頭数は705万3,000頭で、猫の飼育頭数は883万7,000頭、合わせると1,589万頭となります。15歳未満の子供の数が1,465万人ですので、子供の数より多くの犬猫が飼育されています。災害時には何よりも人命が優先されますが、ペットは家族の一員であるという意識が一般的になりつつあることから、ペットと同行避難をすることは、動物愛護の観点のみならず、飼い主の心のケアの観点からも重要であります。

東日本大震災では、一旦避難した飼い主が、ペットを避難させるために自宅に戻り被災したケースや、発災が平日の昼間だったことから、自宅に誰もいず、ペットが取り残されるケースもありました。人命を優先させるために、やむを得ずペットを自宅に残して避難した飼い主や、途中でペットとはぐれる、逃してしまうといったケースもありました。

災害時のペットの対応は、飼い主による自助が基本となります。発災時には、飼い主が自身の安全を確保した上で、災害の状況を見極め、より安全な場所へ、ペットと共に避難行動を取ることが第一歩となります。

また、飼い主はペットと同行避難することを想定して、平時からのしつけと栄養管理、災害に備えたペット用の避難用具や備蓄品の確保、ペットが行方不明にならないための対策として、鑑札、迷子札、マイクロチップの装着など、平常時からの準備が必要となります。

自治体の役割は、災害の発生時に飼い主が自己の責任で行う同行避難や、適正な飼育管理ができるように、飼い主に対して常日頃からの備えやペットの飼養管理方法を普及啓発し、災害時にも被災者がペットを適切に飼養管理できるよう支援する必要があります。

こうした状況を踏まえ、町長にお尋ねいたします。

現在、被災時には、飼い主がペットと同行避難することが原則となっていますが、知らない方が多くいるのではないのでしょうか。また、ペット用の避難用具や備蓄品の確保などが必要であることを飼い主の方たちは十分認識し、準備しているのかが心配になりますが、これらに対する町の取組と町民への周知啓発はどのようになっているのか、お尋ねします。

ペットとの同行避難を円滑に進めるためには、避難所での混乱が生じないように受入れ体制を十分整える必要があります。避難所では、動物が苦手な人やアレルギーを持っている人もいます。また、子供さんもたくさん見えると思います。そして、ペット同行避難を知らない人もいます。災害という非常時であっても、ペットを巡るトラブルを最小化させ、動物に対して多様な価値観を持った人たちが、共に災害を乗り越えられるように支援していく必要があると思います。

そこで、町長にお尋ねいたします。

町指定避難所では、飼い主が同行避難してきた際のペットの飼養スペースを準備することになりますが、被災者等への対応を職員も含め十分に周知されないと、現場でかなり混乱が生じるおそれがあります。ペットの飼養スペースを避難所ごとに考え、どのような受入れ体制にな

るのか、準備は進められているのでしょうか。また、そのことを広く周知していく必要があると思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

町では、9月から11月にかけて自主防災訓練が町内会ごとに実施されています。自主防災会では、いざというときに協力して防災活動ができるように、ふだんから住民同士の絆を深め、防災知識の習得、防災組織の強化をするため、避難誘導訓練や初期消火訓練、応急救護訓練など、それぞれの地域特性を生かした自主的な防災訓練を実施し、防災力の強化に努めてまいります。こういった訓練の積み重ねがいざというときに役立ち、大変重要なものであると思います。

そこで、町長にお尋ねいたします。

自主防災訓練とは別に、町内の犬や猫の飼い主を対象とした勉強会や研修会などの実施を考えてはどうかと思いますが、町長のお考えをお聞かせください。以上で1回目の質問を終わります。

○議長（伏屋隆男君） 田島議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 田島議員さんからの質問、災害発生時のペット同行避難について、周知啓発についてのお尋ねでございますが、平常時から飼い主の役割として、避難所で周りの人に迷惑をかけずにペットと過ごすために、餌やトイレシート、ゲージなどの備品を事前に確保しておくことや、最低限のしつけやゲージに慣らす訓練を行うなど、災害に備え、避難所での飼い主の役割を理解しておくことがとても大切なところであります。

現在、ペットと同行避難ができる避難所の指定や、平常時と災害発生時における町と飼い主の役割を定める被災動物救援マニュアルの策定を、関係部署で協議を進めておりますので、マニュアルを策定いたしましたら、機会を捉え、周知啓発に努めてまいりたいと思います。

続いて、町指定避難所のペットの受入れ体制についてでございます。

避難所では、多くの避難者が生活をされ、避難者の中には動物が苦手な方や動物アレルギーなどの理由で、動物と一緒にいられない方がいることから、避難者の生活空間とペットの飼育場所を分けて設置するとともに、他の避難者への配慮や飼い主同士のトラブル防止のため、避難所におけるペットの飼育のルールを事前に定めておく必要があります。

飼育ルールといたしましては、ペットの世話は原則として飼い主が行うことや、飼育場所の衛生管理などは飼い主同士が協力して行うこと、避難者の生活空間へはペットを持ち込まないことなどの規定を予定しており、飼い主がペットを管理しやすい同一敷地内に飼育場所を設置することが好ましいと考えております。

現在、笠松町地域防災計画で指定しております指定避難場所の中には、敷地面積などから同一敷地内に飼育場所を設置することが難しい施設もありますので、可能な避難所を検討してまいりたいと思います。

しかしながら、災害発生時には飼い主の自助が基本となります。ペットの種類や頭数、性格などから、災害時にペットをどこでどのように飼育することがよいのか変わってまいりますし、避難所での飼育場所は、決してペットにとっても最良の場所とは限りません。飼い主の責任において、ふだんからペットが慣れている親戚や知人などの一時預け先を確保する。自宅の安全な場所で飼育し、避難所から世話に戻る。短期間であれば車中泊での飼育など、避難所に行かない安全確保の手法についても検討いただけるよう、町民への周知啓発に努めてまいりたいと思っています。

続いて、飼い主を対象とした勉強会などの実施についてでございますが、ペットの同行避難では、避難所に避難者が避難生活を送る生活空間と、その隣接する場所にペットの飼育場所を設置し、飼い主がペットの世話や飼育場所の衛生管理を行いながら避難生活を送ることになります。

こうしたことから、ペットを飼っていない避難者にも、ペットとの同行避難に対する理解を得る必要があること。また、避難所開設時には、飼育場所の設営にも自主防災会の協力が必要であることなどから、自主防災会が行う避難所開設訓練と併せ、ペットの同行避難訓練を実施することが有用であると考えております。

以上で答弁を終わります。

[9 番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 田島議員。

○9番（田島清美君） 今回、ペット同行避難についてのマニュアルを初めて作成されていくということで、県のほうからも、そういう資料も入っているということで、タイミングがよいというような、古田町長も猫好きなので、笠松町はこの間も台風が大きいのが来ると言われましたけれども、何もなくて、特に災害のことはなかったからよかったです、今まで私も防災対策について、いろいろと一般質問をさせていただいて、段ボールベッドとか、間仕切りとか、マットとか、そういったことを取り入れていただきましたよね。

今回、どうしてこのペットについて、ペット避難について質問しようかなというふうになったかというのは、この間の能登の地震のときも、テレビ報道なんかで、すぐ避難所に行きたいんだけど、やっぱりペットはいつも住み慣れているところの、こんなボロボロの家ですけども、そこにいることはやっぱり家族だからということでというようなことの報道ばかり私ちょっと目にしたので、そういえば笠松町はどうなっているのかなということで調べてみたんです。

そうしたら、埼玉県なんかもういち早く、岐阜市なんかもうつくってみえるみたいなんですけど、埼玉県が一番詳しく載っていたので、見ていたんですが、笠松町としても、もうマニュアルがある程度整っているところがあるので、きめ細かくマニュアルをつくっていただけると思うん

ですが、結構見ているとかなりの文章量もありますし、なかなか奥が深いものなので、大体どれぐらいをめどにして、マニュアルを作成されるというふうに考えてみえるか。

○議長（伏屋隆男君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） マニュアル作成の時期ということですが、一応いろいろと項目を載せさせていただきまして、今年度中には策定を完了する予定で進めていきたいと考えております。

〔9 番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 田島議員。

○9 番（田島清美君） 今年度中ということで、いつ災害は起こるか分からないですし、水害も含め、地震も、東南海がいつ来るか分からないというふうなんで、なるべく早くつくって、きちんとしていないとまたいけないですから、きめ細かくいろんな例を見ていただいてつくっていただきたいと思います。

あと、ペット用の備蓄なんかは、今はないとは思うんですけども、これは自己責任というか、そういうことなんですけど、古田町長、例えばすぐ、備蓄、すぐ逃げろというときに、そこまでできない場合もあるんで、ある程度ちょっとした緊急的に備蓄をされるお考えがあるかどうかだけちょっと教えてください。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） ペット用の備蓄というと、例えば餌とか、うちも猫を飼っていますけど、3匹いますが、2種類の餌があるんです。例えば高齢の猫と若いほうの猫もいる。また、それぞれのおうちによってやっぱり餌が違うんですよね。人間だったら自分の口に合わなくても、まあ我慢して食べますけど、犬や猫って多分違う餌だと食べないし、またそれがストレスになって、犬だとほえてしまったり、猫がまた騒いだりすることがあるので、多分それぞれ意識の高い御家庭では、人間用の食料とか水を確保されていると思いますので、大型犬じゃなければ、普通の小型犬や猫でしたら、そう大きな1回の餌の量は知れていますので、それもいざという時のために備えていくのは、やはりこれはペット愛ではないかと思うので、そういったことも準備されておいたほうがよろしいと私は思っています。

なので今のところ、町としてペットのための備蓄というのは、まず人間のほうを優先したいと思います。

〔9 番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 田島議員。

○9 番（田島清美君） 分かりました。

あと、2番目の質問で、町指定の避難所の受入れ体制についてで、ペットと同じ場所で、要は引き受けることが困難な場所があるというふうに答弁されているところがあったんですけど、

具体的に松枝、そして笠松地域、下羽栗地域で、人間とペットが同じ空間にはできないんですよ、もともと。ただ離してでも、同じエリアで1日顔が見られるとかというふうな、できるところと、ちょっとこれは不可能だなと考えているところが、今分かる、ある程度イメージがつくようにしたら、ちょっと勉強不足で申し訳ないんですけど、どのように考えてみえるかをお聞かせください。

○議長（伏屋隆男君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お答えをさせていただきます。

同行避難をしまして、人とペットを別の場所というのは、人については建物の中、例えばペットについてはグラウンドとかなんですけれども、やはり雨ざらしのグラウンドではいけませんので、例えば屋根があるところ、渡り廊下とか、駐輪場とか、いろんな場所を想定しておりますので、具体的に今現在どこがそのペットの同行ができるのかどうかというのは、それも調べながら、一緒に同行避難をできる場所を指定していきたいというふうに考えております。

〔9番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 田島議員。

○9番（田島清美君） ありがとうございます。

特に今、教育長さんもお見えになるんであれなんですけれども、大体避難所というと、私たち地元だと下羽栗小学校とか、総合会館もぴっと浮かぶんですね。私が見ている資料によると、やはり小学校なんかは、体育館は人が避難して、渡り廊下とか、結構建物がいっぱいあるじゃないですか。そういうところにゲージを置いたりしてやっているところが多いということなんですけど、そういった小学校なんかで動物と一緒にというか、そういうのはもちろん町長さんのお考えと、教育長さん、どういうふうに思われますか。

○議長（伏屋隆男君） 指定していないやろう。

○9番（田島清美君） 指定していませんね。

○議長（伏屋隆男君） ですから答えられへんよ。

○9番（田島清美君） すみません、指定していないので、申し訳ないです。

例えば小学校とか中学校には屋根があるし、大体そういうところというふうには書いてあるんですよ、埼玉県のマニュアルに。だから笠松町はどのように考えてみえるのかだけ。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） そういうことも含めて、これから指定を含めてマニュアルを策定するわけなんですけど、ただ、いずれにしても、先ほど質問の中でもありましたけれども、犬猫の数だけでも15歳未満の子供の数と一緒にということで、笠松町は非常に狭いエリアで、施設も限られていますので、全て希望される方がこの場に来られても、対応できないという可能性が大いにあると思います。

なので、最初の答弁にもありましたように、事前にいざそういう発災をしたときは、もし可能ならば被災地ではない親戚や知人のところ、あるいはペットと一緒に泊まれるホテル、そういったところでもし予約ができる、使えるのであれば、そういったところへ避難していただく、これはもう人間と一緒になんですけど、必ずしも避難所だけが避難先ではないと思います。

なので、多分ペット好きの方々は、この間の地震等で御家族等で、そういったことも話合いをすることも多いと思いますので、改めて今度マニュアルができたなら、そういったことを考える、考えていただく、そういうきっかけづくりになればいいなというふうにも思っています。

〔9番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 田島議員。

○9番（田島清美君） ありがとうございます。

あと、最後の質問になるんですけど、飼い主を対象とした勉強会などの実施ということで、町長さんの答弁では、避難訓練ですか、自主防災会なんかと相談してというのが有用であるという、考えであると先ほど答弁されましたよね。11月24日にですかね、下羽栗のほうで防災訓練を今度大々的にやられるというふうに、私、先日前お聞きしましたけれども、そのときはペット同行の避難訓練をやられるつもりで考えてみえるのか。

例えば、そういった勉強会というんじゃないんですけど、取りあえずチラシを配って、こういった備蓄をしておいてくださいねとか、例えば犬とか猫をゲージで、こういうボックスみたいなものに入れて、ふだん入らない、入っていない子が急に入れられるとあたふたするじゃないですか。だから、そういうのも慣れさせるようにとか、結構生き物なので、そういうことも多分、外で飼っている人なんかはあまり考えてみえない人も多いと思うんですけど、ちょっとそういった、勉強会というふうじゃないんですけど、ちょっとそういうインフォメーションとか、そういうのもやっていただけるといいのではないかなとは思いますが、その辺のちょっとお考えだけ、すぐやれと言うわけじゃないですよ、これ準備期間もあると思うので、まずは人が重要ということですが、せっかくやるならば、それだけたくさんの方に、なかなか町長さんもお会いできるという機会ってなかなかないとは思いますが。

猫好きということもあるので、思いは、私、動物を飼っていないんであれなんですけれども、やっぱりきめ細かい、そういう御意見ができるかと思うんですけど、その辺どのように考えていますか。お願いします。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 私が直接、避難者の皆さん、参加された方に呼びかけるということなかなか難しいですし、ちょっと唐突感がありますが、一応それをメニューの中に今加えられたら加えたいなど。ただ、これは自主防災会との、下羽栗の皆さんとのその辺の調整もありますし、それが例えば勉強会とか研修会ができなくても、県の保健所のほうから頂いた、そう

いういざというときの、マニュアルとまで言いませんが、啓発チラシみたいながあるので、そういったのを参加者に配るということで、まずこういった同行避難ということが推奨されていますよという、まずその第一歩として、貴重な啓発の機会と捉えて取り組んでいきたいと考えております。

[9 番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 田島議員。

○9番（田島清美君） ありがとうございます。

また、避難訓練のときに、やはり動物が嫌いな人、要するに動物が嫌いな人もいないですか。臭いが嫌とか、アレルギーがという方と、もう動物が大好きで大好きという方と、やっぱり全然考え方が違うと思うんです。やっぱり一番心配しているのは、ペットを同じエリアで避難させるということに関して、やっぱりそこで何か摩擦が、住民同士で摩擦が、2日、3日ならいいと思うんですけど、それが長期にわたると、どうしてもストレスがたまっていつてしまてはいけないと思うもので、そういったやっぱりこちらの動物が好きじゃない人と、動物が好きな人とのその考えを、お互い理解してもらおうように周知していかなければいけないと思うんですけど、その辺はどのように、ちょっと難しい質問なんですけど、考えてみえますか。お願いします。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） なかなか実際どういうふうになるか、正直分からない部分もあるんですが、ただ、基本的に動物アレルギーのある方というのは、これは幾ら気持ちを切り替えてもアレルギーが出ますし、小さい頃からやはり犬や猫が苦手という人は、そういう非常時だからどうしてもというね、受け入れるのも難しいし、また今議員がおっしゃったように、そこで相互理解って、これは平時でもなかなか難しいときに、皆さん非常に気が立っているときに、何で犬連れてきたんやとか、犬同士、猫同士の相性もあって、固めて、ワンワン、ニャーニャーなると、またそれが避難者の心に、落ち着かないということで、最初の答弁にもあったように、本当にやむを得ず避難所へ連れてこなきゃいけない人たちは、これは受け入れることは重要だと思いますが、一方で、さほど家が傷んでいないとか、受入れ先がある人たちは、そちらのほうで避難していただくのが、ペットにとっても人にとっても心の安寧につながるんじゃないかと思いますので、そういったことも考えていただくためのこういう啓発というのは、これから重要ではないかと考えています。

[9 番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 田島議員。

○9番（田島清美君） ありがとうございます。前向きな答弁をいただいて感謝申し上げます。

この笠松町民が、何かあったときには、有事になったときには、本当に安心して避難ができ

るように、ペットと共にですね、いろいろ細かく考えていただいて、またペットを飼っている方の意見もいろいろ聞いていただいて、省けることは省いてもらって、マニュアルをつくっていただければいいと思いますので、今後ともよろしくお願いを申し上げ、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（伏屋隆男君） お諮りいたします。一般質問の途中ですが、本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。

延会 午後3時33分

